

再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会
(第6回)

日時 令和4年7月19日(火) 9:30~12:03

場所 オンライン会議

1. 開会

○経産省

皆さま、おはようございます。定刻でございますので、ただ今から再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会の第6回会合を開催いたしたいと思います。音声は聞こえていますでしょうか。大丈夫でしょうか。

本会合でございますけれども、前回同様、オンラインでの開催とさせていただきます。もし何かトラブルやご不明な点などがございましたら、事前に事務局より連絡させていただきます。いてございますメールアドレスや連絡先までお知らせください。

本日は、雨宮委員、そして松本委員がご欠席でございます。

議事に入る前に、まず本日の検討会およびその議事録の公開につきまして申し上げます。第1回検討会でご確認いたしました検討会の開催要項におきまして、個別の事情などに応じて検討会やその資料などを非公開にするかどうかの判断は委員長にご一任するものとさせていただきます。本日の会合に際しまして、委員長にお諮りした結果、本日の会合でございますけれども、取りまとめに向けた議論のたたき台でございます。また、報告書の構成も含めまして、委員の皆さま方に率直かつ忌憚(きたん)のないご意見交換を行っていただくため、会議自体は非公開とさせていただきます。

他方で、本日の議事録などにつきましては、委員の皆さまにご確認をいただいた上で、後日、検討会の取りまとめ終了後に全て公開をさせていただく予定でございます。

それでは、山地委員長に事後の議事進行をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○山地委員長

委員長の山地です。本日もよろしく申し上げます。

まず、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○経産省

事務局でございます。本日の資料といたしまして、配付資料一覧にありますとおり、議事次第、委員等名簿、そして資料1といたしまして「とりまとめ(素案)」をご用意しております。事務局からは以上でございます。

2. 説明・自由討議

(1) とりまとめ(素案)について

○山地委員長

それでは、早速議事に入りたいと思います。先ほど話もありましたけど、本日は取りまとめに向けた議論ということで、事務局から資料1について説明をお願いいたします。

○経産省

事務局でございます。資料1をご覧くださいければと思います。資料1でございますけれども、まず目次のページがございます。「はじめに」というところのセクションから、まず1つ目のローマ数字Iでございますけれども、再生可能エネルギー発電設備の導入から廃棄までの事業実施段階における、これまで現状の取り組みということで、これまでの取り組みを中心に、あと関係する法律などにつきましても記載をさせていただいております。

またローマ数字のIIでございますけれども、再生可能エネルギー発電設備の導入から廃棄までの事業実施段階における課題と取り組みの方向性というところで、まさに今回の検討会でご議論いただいたところを中心にまとめたものでございます。各章立てごとに星印が付いてございますけれども、ご議論いただいたところから関係省庁で調整をさせていただきまして、現時点での想定されるアクションというものにつきましても記載をさせていただいております。

ではページを1枚おめくりいただきまして、「はじめに」の項目をご覧くださいければと思います。ページの番号1ページ目でございます。最初の「はじめに」のところでございますけれども、2行目から7行目につきましては、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みと、2030年の目標としての電源構成36～38%を目指すといったことにつきまして、ファクトを中心に書かせていただいております。

また、こうした目標の実現に向けまして、6行目、7行目に書いてございますが、再エネの主力電源化、そして再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組むんだということ、その際、国民負担の抑制と地域共生を図りながら最大限の導入を促すということは不可欠であるということでございます。

また、8行目、9行目に書いてございますけれども、足下のウクライナ情勢を踏まえまして、エネルギー安全保障の面でも、重要な脱炭素の国産エネルギー源といたしまして、再エネの導入をさらに加速するといったことが急務になっているといったことも添えさせていただきます。

10～13行目につきましては、これまで2012年以降、FIT法の導入に基づきまして、足下ではFITの導入に伴いまして、この10年間で太陽光を中心として進みまして、再エネの電源比率につきましては、10%から2020年度には約20%へ倍増したことを書いてございます。

14～16行目でございますけれども、この10年間、リードタイムの短い太陽光を中心に導入が促されたということ、その中で幅広い業種、そして多様な事業規模の事業者等が参入

するという中におきまして、地域におきましてもさまざまな懸念が高まっている旨を指摘してございます。

17行目～21行目につきましては、こうした懸念につきましては、再エネ特措法の関係法令遵守の義務化をはじめといたしまして、地域温暖化対策の推進に関する法律の改正などを含めまして、さまざまな対策に取り組んできたことを記載してございます。

また22行目～25行目でございますが、この検討会のまさに趣旨でございますけれども、地域の懸念というところがいまだ払拭されていない中にありまして、こうした地域の懸念の解消に向けた取り組みといたしまして、再エネ発電設備の適切な導入・管理の在り方について、導入から廃棄に至る事業の実施段階に応じた課題の整理、また課題の解消に向けました、必要となる制度的対応や運用の在り方などについて、関係省庁の取り組みに横串を刺す形で議論を行ってきたということでございます。

26行目～30行目につきましては、こうした目標の実現に向けまして、再エネをさらに導入拡大していくためには、まさに災害や環境への影響、設備の不法投棄などへの懸念に適切に対応し、地域の理解を得た上で、地域と共生しながら事業を進めていくことが大前提となるということでございます。検討会の提言を踏まえて、関係省庁が中心となり、関係自治体とも連携した、速やかな対応が実施されることを期待するということに記載させていただいてございます。

続きまして、2ページ目以降、報告書の中身につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。ローマ数字のⅠ、現状の取り組み関係でございます。1ポツにつきましては、2行目～7行目、そして8行目～11行目に書いてございますけれども、先ほど申し上げました、再生可能エネルギーの現状につきまして、ファクトをベースに記載をさせていただいてございます。また、図1におきましては、再エネの導入推移というところで、2011年度、また足下の2020年度の数字、また2030年度の新ミックス、新しいミックスの数値ということでございます。

また、2ポツでございますけれども、再エネの事業実施の流れと関連する法令というところで、15行目以降でございます。再エネの適切な導入を促すための制度といたしまして、再エネ特措法に基づく体系がございますけれども、併せまして、再エネの特措法の認定を促していくためには、さまざまな事業実施段階に応じました取り組みがあるということでございます。

まず、再エネに関します認定事業の実施の流れといたしまして、次のページ、3ページ目になりますけれども、計画の立案段階からFITの申請、そして認定の段階、そして土地開発以降の段階、また3つ目の段階といたしまして、廃棄の段階ということでございます。これらの資料につきましては、第1回目の事務局資料からでもご説明をさせていただいてございますが、こうした3つの段階に応じて課題を整理していくということでございます。

また、3行目、4行目に書いてございますけれども、こうした再エネの事業実施段階におきました各段階において、森林法などをはじめといたしまして関係する法令の許認可等の

取得が必要であるということでございます。表1で、3ページ目の中ほど以下のところに、関係する法律といたしまして、土地造成の安全性確保に関する法律、また右側の2列目になりますけれども、電気設備の安全性確保の電事法、また一番右側の列ですけれども、環境の保全といたしまして、アセス法などについてコンパクトに概要と関係する許認可につきまして、記載をさせていただいております。

続きまして、資料の4ページ目でございます。1行目3ポツといたしまして、再生可能エネルギー発電事業実施に伴う地域の懸念といたしまして、2行目以降に、これは経済産業省資源エネルギー庁の情報提供フォームに相談内容があったものにつきまして、記載をさせていただいております。大きく3つのカテゴリーがあるということで、具体的には、適正な事業実施への懸念ということ、また地元理解への懸念、そして3つ目の固まりとして、安全確保への懸念というところに大別されるということでございます。

また、図3のところに、右側に円グラフを書いております。電源別には大部分が太陽光発電に関するものということございまして、約850件のうち790件が太陽光ということでございます。また風力発電等についても同じように、これは陸上風力関係でございますけれども、お声をいただいているという状況でございます。

また、4ページ目の10行目以降につきましても、これは第1回目の事務局資料の中にも記載がございましたが、具体的に、情報提供フォームに寄せられた具体の声といたしまして、代表的なご意見を抽出し整理したものでございます。その際、今回のフレームでございますが、土地開発前の段階、また土地開発後～運転開始後・運転中段階というもの、また廃止・廃棄に関する段階と3つの段階ごとに分けた形で、整理した形で具体的な声についてご紹介をさせていただいております。

続きまして資料の5ページ目をご覧ください。主にこれまでの取り組みといたしましてご紹介をさせていただいております。具体的には2行目、3行目に書いてございますが、事業の開始から終了まで一貫して適正かつ適切な事業の実施を担保していくということが、地域からの信頼を確保する上で不可欠であるということに記載してございます。

これまでの取り組みといたしまして、具体的には6行目以降に記載をしております。各段階の共通事項といたしまして、7行目以降、まず再エネ特措法を改正し、条例を含む関係法令の遵守を認定基準として明確化ということ。併せまして、住民との適切なコミュニケーションを努力義務化というところが2017年から具体的に施行されているものでございます。また、毎年度ごとに改定をしておりますけれども、電源種ごとに遵守すべき事項、推奨事項などを定めました事業計画策定ガイドラインを策定しているところでございます。

11行目、12行目、地域での再エネ理解促進のために先進的な取り組みを進めている自治体の事例などを全国に共有する場といたしまして、地方自治体と関係省庁が参加する形で連絡会を設置・開催というところで、2018年以降開催をしているところでございます。コロナ期間中はオンラインなどでの開催もしてございました。これは補足でございます。

13行目～15行目でございますけれども、適正な環境への配慮を確保した上で、地域と共生した再エネの円滑な導入を図るため、EADASを整備・運用いたしまして、環境アセスメント制度やゾーニング等に活用できる基礎的な情報を幅広く提供というところが2014年以降、順次展開をしようというものでございます。

続きまして、土地開発前の段階でございます。17行目以降でございますが、これは林野庁さんのほうにおける取り組みでございますが、太陽光発電に関わる林地開発許可基準の在り方に関する検討会、これは令和元年度での議論を経て、自然斜面での設置基準や排水の技術的基準などの太陽光発電設備の特性を踏まえた許可基準の運用細則を定めて、各都道府県に通知をしているといったところの取り組みをさせていただきます。

また、20行目以降でございますけれども、これは環境省の取り組みといたしまして、環境影響評価法の対象事業に大規模な太陽光発電といたしまして3万kW以上を追加ということ、また環境影響評価法の対象とならない規模の太陽光発電事業につきましても、適切に環境配慮が講じられるようにガイドラインを策定していただいているところでございます。

24行目、25行目でございますが、条例をはじめとする法令遵守状況ですとか、安全上の問題などの地域の地元の懸念に早期に対応するという観点から、再特措法の、これは認定の申請段階からプッシュ型で設置場所や事業者名などの情報を自治体に提供するようにしてございます。これは昨年、2021年からスタートしているものでございます。

また26行目～29行目でございます。改正温対法におきまして、地域の再エネポテンシャルを最大限活用するような意欲的な再エネ導入目標を設定した上で、その実現に向けて、環境保全に係るルールにのっとりまして、促進区域等を設定することを通じて、ポジティブゾーニングの仕組みを設置というところが2021年成立、2022年4月から施行されているというものでございます。

続きまして6ページ目でございます。1行目に書いてございますのが、宅地造成及び特定盛土等規制法、いわゆる盛土規制法という名称でございますけれども、規制区域においては、太陽光パネルの設置に伴って、一定程度以上の盛土等がされる場合についても、都道府県等による許可にかからしめると、安全基準への適合を求めることとしてございます。これは当然、再エネ特措法におきます関係法令の遵守の観点からも連携をしているというものでございます。さきの国会で成立いたしまして、2023年度から施行予定というものでございます。

続きまして5行目以降、土地開発後～運転開始後・運転中段階でございます。まず、電気設備の技術基準の解釈におきまして、太陽光発電設備の斜面設置における規定を追加というのが2020年でございます。また、8行目、9行目というところでございますけれども、まさに昨年の熱海伊豆山などを踏まえまして、太陽光発電設備の点検等を考えている自治体の判断材料となるように、稼働済み案件の位置が一目で分かるマップ形式での情報提供ということを自治体に開始をしているというものも、これは2021年から始めているものでございます。

10 行目、11 行目でございます。電事法に基づく 50 kW未満の出力の太陽光発電設備に対する報告徴収および立入検査の範囲を拡大したというのが 2021 年から施行されてございます。また併せまして 12 行目、13 行目ですが、さきの国会で成立いたしました、改正電事法におきまして、小規模な再エネ発電設備に係る基礎情報の届出や使用前の自己確認を措置したというものでございます。これは 2023 年の 3 月に施行予定でございます。

また、最後のステージ、廃止・廃棄段階でございますけれども、15 行目、16 行目というところで、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」でございますとか、あとはリユースの促進のガイドラインということを、これは環境省のほうで策定をいただいているというものでございます。

また、17 行目、18 行目でございますが、2020 年 6 月のエネルギー強靱化法に基づきまして、再エネ特措法が改正されてございます。その中で廃棄費用等の積立制度が措置されてございまして、この 7 月から最も早い事業での積み立てが開始されるというものでございます。これまでの取り組みを、関係省庁様の取り組みを含めて整理をしているというものでございます。

続きまして 7 ページ目でございます。ローマ数字Ⅱでございます。再エネに係ります導入から廃棄までの事業実施段階における課題と取り組みの方向性でございます。

まず 1 ポツでございます。基本的な考え方というところでございます。5 行目から 8 行目でございます。地域と共生した再エネの適正な導入および管理の在り方の検討に当たりましては、地域におけるトラブルの背景について、ファクトに基づいて懸念や違反の類型を整理し、それぞれの課題に応じて対応を検討し、課題の解決に向けて具体的なアクションを進めることが必要ということ。

そのため、9 行目～13 行目でございますけれども、こうした点に留意しながら、再エネ特措法の認定を取得する事業における一般的な事業の流れについて、3 つの段階、事業実施段階において論点を整理するというところでございます。また、14 行目～19 行目でございます。取りまとめに際しましては、法令違反の発生を未然に防止するということを前提といたしまして、違反が生じた場合には、速やかに解消させることも意識しながら、既に再エネ特措法の認定を取得している案件や稼働している案件に対する対応と、新規の案件に対する対応とで、必要に応じて分けて検討を行っていくというところでございます。

その際、例えば優良な事業者の取り組みについては、グッドプラクティスとして横展開を進めるなど、法令・予算等の多様な政策ツールの中から適切なものを念頭に整理を行っていくというふうにしてございます。

また 20 行目～23 行目でございますけれども、取りまとめの内容につきましては、再エネ導入の必要となる関係法令の許認可の権限を有し、地域における主要なプレーヤーでもございます。都道府県、市町村や事業者の方々、また地域の方々に対して、分かりやすく発信していくことが重要であるということを記載してございます。

具体的な取り組みの内容でございます。2 ポツ、土地開発前の段階でございます。26 行

目、まず1つ目の固まりといたしまして、太陽光発電設備の立地に関する考え方につきまして整理をしたところでございます。27～30行目でございますけれども、太陽光発電の立地をめぐるしましては、近年の自然災害の発生も背景に、発電設備の設置場所が自然災害の発生を防止するため、行為規制が定められている区域などにあつたりということで、森林伐採等を伴う場合には、災害の発生が懸念されているといった声が高まっているということでございます。

そのため、31行目～33行目、今後の太陽光発電設備の立地に際しましては、こうした災害に対する地域の懸念が高いエリア（抑制すべきエリア）と地域における合意形成の図られたエリア（促進すべきエリア）についてめりはりをつけることが必要だろうということでございます。その際ということで、まず土砂災害の発生などの懸念が、8ページ目になりますけれども、あり、地域の生活や暮らしに直接的な影響を引き起こす可能性がある抑制すべきエリアへの対応が重要であるということでございます。

具体的には3行目～9行目に書いてございますけれども、近年、災害の防止や自然環境、景観の保全を目的といたしまして、地域におきましては、再エネ条例などの制定が増加しているということで、フットノート11のところでは具体的な件数などについては記載をさせていただいております。

各地域の実態を踏まえまして、4行目～5行目でございますけれども、抑制すべきエリアと促進すべきエリアでめりはりをつけて設定することは、これは事業者にとっても予見可能性が高まり、事業実施を行いやすくなるといった側面もあるという一方で。

あいまいな許可基準のまま、例えば域内全域を規制対象とする場合などにおきましては、逆に事業者の予見可能性ですとか、経済活動の制約、財産権の過大な制限ともなり得るということで、先進的な条例も参照した取り組みも考えられるのではないかとといった記載をしてございます。

また10行目～14行目でございますけれども、再エネ特措法におきまして、地域活用要件が求められている中で、10～50kWの低圧の太陽光につきましては営農型が増えているということでございます。中には営農型を隠れみのにした事例も散見されるといった指摘もされているところがございます。こうした傾向を注視しながら、必要な手続きを経た上で、農地法や再エネ特措法に違反する事例に対しては厳格に対処する必要があるということをご記載してございます。

15行目～18行目でございます。当面はということで、事業者が事業計画立案の段階で確認することが適切な情報を提供することによりまして、適正な立地に再エネを誘導するということですか、条例を含めた既存法令の中で規律の強化を行うということが重要であろうということ。また、規律強化後の状況を踏まえまして、必要に応じて、中長期ではさらなるゾーニングなどの取り組みを検討することが考えられるということでございます。また、検討会の中でもご審議いただきましたゾーニングに関する指摘、視点などにつきましては、フットノート、注記の14でも記載をさせていただいているところがございます。

また、20 行目以降でございます。2つ目の固まりといたしまして、太陽光発電設備の開発許可などの運用における考え方というものでございます。具体的には 21 行目～25 行目ということでございます。太陽光発電の設置に際しましては、盛土等の土地造成が必要となる場合に、開発エリアにおきます土地利用区分に応じて、さまざまな土地利用制度に基づいた規制がされているということでございます。各個別法令におけます対応の強化が重要であるということでございます。

特に森林における太陽光発電設備の設置に伴う開発に関しては、地域における懸念も大きくて、実態として土砂流出等の問題が生じているケースも多いといったことでございます。

続きまして9ページ目でございます。「このため」というところで、9ページ目の1行目～4行目でございます。これは林野庁さんの取り組みといたしまして、具体的には太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会における中間取りまとめを踏まえまして、林地開発許可の対象の引き下げなどの必要な措置を着実に講じるということが必要であるということ。その際、開発規制逃れを発生させないように、開発の時期、主体など開発行為の一体性についても関係省庁が連携し整理していくことが重要であるということでございます。

また、5行目～8行目でございますが、土地利用に際して必要となる許認可の運用・判断については、各法令に基づき都道府県等がそれぞれ対応をしているということでございますので、太陽光発電の特性が的確に考慮されていないなど、横串での対応が不足しているといった指摘もございます。そうした観点から、太陽光発電の特性を踏まえた開発許可の基準や運用に当たっての考え方について、関係省庁が連携した整理が重要だということ。

また、9行目～11行目でございますけれども、土地開発、もしくは土地利用制度の規制の対象とならない場合であっても、土地の性状によっては問題が生じ得る点や敷地外への土砂流出なども留意が必要であること。その際には、安全性、経済性のバランスにも留意が必要である旨を記載してございます。

3つ目の固まりでございます。再エネ導入を促進する制度における立地状況などに応じた対応でございます。13行目から16行目でございますが、これはファクトを中心に記載してございます。再エネ特措法におきましては、条例を含む関係法令の遵守を求めているところでございますが、申請時点におきましては関係法令の許認可の取得までは求めておらず、関係法令を遵守することへの誓約を求めているところでございます。また、電事法におきましても、工事計画届出の受理に際しましては、関係法令の許認可取得状況の確認が行われているわけではございません。

また温対法につきまして、17行目～23行目に書いてございますけれども、この4月に施行されました改正温対法というところにおきましては、自治体におきまして再エネ事業を促進する区域を推進する仕組みが創設されてございます。促進区域を設定する際におきましては、国の基準におきまして、自然環境保全地域などを定めてございます自然環境保全法ですとか、鳥獣保護管理法などについては、促進区域から除外すべき地域として定められて

いるところでございます。また、市町村が考慮すべき区域・事項といたしまして、砂防法とか、砂防三法エリアなどが定められているところでございます。

こうした現行制度の状況を踏まえますと、24行目～26行目ですが、抑制すべきエリアにおける太陽光発電設備の立地を避けるためには、まず抑制すべきエリアへの立地に係る手続き面の強化を検討するというのと、併せまして促進すべきエリアへのインセンティブ付けが考えられるのではないかとといった考え方を記してございます。

27行目～32行目でございます。まず抑制すべきエリアにおけます関係でございます。27行目ですが、再エネ特措法に基づく認定手続きにおいて、現状、立地状況に応じた差異は設けていないということでございますが、立地エリアに応じまして、例えば森林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域などにおきましては、関係法令の許認可の取得を申請要件とするということで、逆をいえば、許認可の取得がされていない場合には、再エネ特措法の申請ですとか、入札参加を認めないといった認定手続きの厳格化などの対応を行うことが必要ではないかといった旨を記載しています。

また、その際ということで、温対法の促進区域の立地を促す観点から、何らかの促進区域のインセンティブ、連携を促すようなことも考えられるのではないかと、考えるべきであるということも記してございます。

続きまして10ページ目でございます。また、電事法におきましても、1行目、2行目に書いてございますが、工事計画の届出時に、その関係法令の遵守状況を確認するというところで、そうしたものがない場合には受理をしないといったなど、対応の強化について制度的措置も含めて検討してはどうかといった旨を記載してございます。

3行目～7行目のところにつきましては、促進区域への立地誘導という観点から、促進区域の立地を促す経済的誘導策などの支援を行うことが重要である旨、またその際、地域の目標値の設定、またそれを整合した土地利用計画・ゾーニングが実現される形での支援が期待されるという旨を記載してございます。また、促進区域等の公表に際しましては、REPOS、EADASなどの既存システムに重ねて公表するなど、分かりやすい情報発信の工夫が必要である旨を記載してございます。

こうした具体的な検討会での指摘、もしくはプレゼンテーションなどを踏まえたものを整理し、その上で具体的なアクションというページで、11ページ目に記載してございます。アクションにつきましては、今申し述べたような取りまとめの方向性を具体化したものでございます。大きく2つのセクションに分けてございます。(1)が速やかに対応するものということで、順次対応策の具体化を行って実施していくということで、フットノート18に書いてございますけれども、年内をめどに進捗状況を確認、検証するといったことがふさわしいのではないかとといったアクションについてまとめたものでございます。

また、大きく(2)法改正も含め制度的な対応を検討し措置するものとしたしましては、今回のアクションの取りまとめも踏まえまして、関係省庁の審議会などにおけます議論を踏まえ、法改正を踏まえた制度的な措置・対応を具体化するといったカテゴリーが(2)で

整理をさせていただきます。

資料のほうを戻りまして、(1)の5行目でございます。速やかに対応するものの1つ目のポツでございますが、関係省庁が連携し、太陽光発電設備の開発許可などにおける運用の考え方について、横串を通す形で整理を行い、関係省庁の開発許可などの基準や運用の検討に当たっては、当該考え方を参照することとするといった内容。また、自治体の担当者向けには当該考え方を詳述したものについて、実運用の場面においても参照することができるように取り組むということで、4省庁を記載してございます。

また、9行目～12行目ということで、森林法に基づく林地開発許可につきまして、太陽光発電設備の開発実態を踏まえ、林地開発許可対象となる基準の引き下げ、また防災施設の先行設置や、また許可の取り消しの考え方の整理などの必要な措置を講じるということ。その際、各法令における規制逃れの事業分割を防ぐために、各法令の目的に応じ、開発行為の一体性に関する考え方の整理を行うといったことで、農・経・環境省の3省庁を書かせていただきます。

13～15行目でございます。事業者が事業計画立案の段階で確認することが適切な情報につきまして、関係省庁連携の下で、環境省さんが運用するEADASをプラットフォームとして、地理情報を幅広く収集し、一元的に掲載するという内容を記載してございます。これは4省庁を記載してございます。

また、16～18行目でございます。事業者が事業計画立案の際に関係法令の指定区域などに該当するかを確認し、再エネ特措法上の申請を適切に行うことができるように、当該地理情報について再エネ特措法のシステムと連携させるということで、これも同じく4省庁を記載してございます。

19～21行目でございます。営農型太陽光発電につきましては、農地転用許可制度の遵守徹底のために周知を行うとともに、違反転用の発生防止・早期発見・早期是正に必要な措置を講ずるということで、農と経を記載してございます。

22、23行目です。温対法に基づく促進区域の実効性を高め、地域の目標値を整合する形で再エネ設備の立地を促進区域に誘導するための支援策について検討するというので、環境省を記載しています。

26行目以降につきましては、制度的な対応を措置するものとしたしまして27行目、再エネ特措法における取り組みといたしまして、森林法の林地開発許可対象エリアや盛土法の規制区域等の立地場所に応じまして、例えばということで、関係法令の許認可取得を申請要件として、許認可の取得がされない場合には、再エネ特措法の認定や入札参加を認めないといった認定手続きの強化を検討すると。その際、促進区域への立地を誘導するため、温対法の促進区域との連携も検討するといったもので、経と環境省を記載してございます。

また、電事法における取り組みといたしまして、工事計画の届出時に、関係法令の遵守状況を確認するなど、対応強化について制度的措置も含めて検討するといった旨を記載してございます。これが土地開発前段階のご議論の整理とアクションについてのパートでござ

います。

続きまして、大きく2つ目の固まりになりますが、土地開発後～運転開始後・運転中の段階でございます。12ページ目でございます。まず1つ目の固まりといたしまして、関係法令の違反時における行政機関の連携強化ということでございます。3行目から5行目でございますが、再エネ特措法における関係法令の遵守ということが求められている中で、太陽光発電の設置に当たって盛土規制法、森林法、農地法などの土地開発規制法に違反した場合には、関係法令許認可権者である都道府県と連動した形で再エネ特措法に基づく指導等を行うという枠組みになってございます。

他方で、6行目、7行目ですが、関係法令の違反があった場合でも、例えば都道府県等と地方経済産業局に対する情報提供が円滑に行われない場合には、違反解消に時間を要しているといった指摘もあるところでございます。8～10行目、「そのため」ということで、関係法令違反の早期解消に向けて、関係する行政機関が一体となって違反の解消を促すということが重要であり、違反時における都道府県等から地方経済産業局への情報提供のフローなどを整理し、また違反時におけます関係省庁や自治体との連携強化が必要である旨を記載してございます。

その際に、人力でやるのも限界がございますので、11行目、12行目というところで、再エネ特措法の認定を取得した案件が大半を占めるということでございますので、再エネ特措法の認定システムを活用し、許認可や違反状況等に関する情報共有をシステム上、タイムリーに行うといったことが考えられるのではないかとこの旨を記載してございます。

12ページ目の中ほど、(2)でございます。違反の未然防止・違反状況の早期解消に向けた取り組みでございます。15行目～20行目のところにつきましては、具体的なアクションとして、2021年に実施いたしました土砂災害警戒区域等の災害により被害を受ける懸念が高いエリアに対する立地への再エネ特措法に基づく調査、これは太陽光発電設備を中心に行いましたけれども、約5,000件の調査を行ってございます。これを踏まえて、災害リスクが高い設備については、優先的かつ機動的に電事法等に基づく立入検査を実施していくということが重要であるということでございます。

また、設備の事故情報の分析、また立検などで得られた情報の横展開を行うことによりまして、既存案件に対するフォローアップなどを迅速に実施していくことが重要である旨を記載しています。

また、再エネ特措法におきましては、21行目、22行目に書いてございますけれども、認定基準違反の状況が生じた場合には、指導、改善命令、そして認定取り消しということができるようになってございますので、厳格な対応を行っていくべきである旨を記載してございます。

23行目～25行目、他方で例えば林地開発許可の取得後に、森林法違反の指導中に売電し収入を得ているケースなども見られ、こうした違反状況を早期に解消することが必要であるけれども、現行の再エネ特措法上の対応では、違反状態の早期解消につながらないといっ

た指摘もございます。この検討会でもさまざまなご議論をいただいたところでございますけれども、26行目、27行目に書いてございますが、「そのため」というところで、違反状況を早期に解消するため、例えば関係法令の違反状態における売電収入（FIT交付金）の交付を留保するという事など、再エネ特措法におきまして新たな仕組みを検討すべきである旨を記載してございます。

また28行目から30行目というところで、例えば林地開発完了確認前に事業を開始しているケースなどもあることを踏まえ、今後、新規に再エネ発電設備の工事を行う前に、関係法令の遵守を確認するなど、そもそも違反状態での工事や売電開始を未然に防ぐ仕組みも必要である旨を記載しています。

続きまして13ページ目でございます。3つ目の固まりでございます。(3)ですが、長期の事業実施期間中における適正な管理でございます。再エネ特措法の認定を取得した太陽光発電については、原則として20年間の調達期間にわたって支援を受けるということになりますけれども、当然この期間中は、関係法令の遵守や適切な維持管理を行う必要がございます。

他方で、5行目～8行目に記載していますが、長期の事業実施期間におきまして、土地の開発に伴う設置した防災設備等が劣化することも考えられます。そのため、特に林地開発許可によって森林以外に転用された土地にある防災施設等におきましては、土地と併せて事業者が管理する状況にあるということでございますので、その土地から濁水などが周囲に流出することがないように関係省庁が連携して取り組みを強化することが重要である旨を記載しています。

また、9行目～13行目でございますけれども、系統の工事・保全・運用などの観点からでございますけれども、再エネ事業者による連系工事の計画変更に伴い、効率的に施工力を活用できないといった指摘、または再エネ事業者において迅速かつ的確な保安連絡体制が整っていないなどの指摘、課題がございます。このため、関係行政機関、再エネ発電事業者および一般送配電事業者等の連携した取り組みが必要である旨を記載してございます。

また、14行目～16行目ですけれども、再エネを適正に地域と共生した形で導入することに加えまして、系統整備の観点からも一定のゾーニングが必要であり、電源の導入側にとっても系統状況整備の見通しの公表が重要である旨を記載してございます。

具体的なアクションといたしまして、同じような構成でございますが、14ページ目に記載しております。まず(1)速やかに対応するものとして、災害率が高い設備について、電事法に基づく立入検査を実施する旨を記載してございます。これは経産省でございます。また7行目～9行目でございますが、関係省庁、自治体が連携して、法令違反時に速やかに違反の解消を促すため、というところで、違反時における関係行政機関から地方経産局への通報の流れや対応フロー全体を整理し、関係者間で認識を共有する等の連携体制を構築する、これは4省庁連携でございます。

また、法令違反時における円滑な共有に向けて、再エネ特措法のシステムを活用した情報

の一元管理を行ってはどうかというもので、これも関係省庁4省庁を記載してございます。

また、土地の開発に伴って設置した防災設備等におきまして、土地を開発し、土地の用途が変わる場合においても、発電事業者がその維持管理に努めるよう、関係省庁が連携して、防災設備の維持管理状況のフォローアップ調査、また土地開発前後を通じた取り組みの強化を検討するというところで、農と経産省の両省庁を記載してございます。また、系統の関係の関係省庁、そして行政機関との情報共有など、仕組みの構築を検討するというところで経産省を記載してございます。

また、22～24行目のところで、事業者の予見可能性を高める等の観点から、空き容量マップ、出力制御の見通しなどの公表を引き続き進めていくということや、系統設備のマスタープラン、広域系統整備計画の進捗状況など、系統整備の見通しについても随時公表していくという旨を記載してございます。これは経産省でございます。

27行目以降、法改正も含めた制度的な対応を検討し措置するものとしたしまして、28行目でございますが、違反の未然防止や違反状況の早期解消を促すという観点から、再違反状況を早期に解消するために、例えば関係法令の違反状態における売電収入（FIT交付金）の交付を留保するなど、再エネ特措法における新たな仕組みを検討したいというふうでございます。すみません、この28行目に少しタイポがありました。失礼いたしました。

また、31行目、32行目ですけれども、電事法におきましても、工事計画の届出時に関係法令の遵守状況を確認するなど、対応強化について制度的措置も含め検討すると。これは再掲でございますけれども、記載をさせていただいてございます。

続きまして3つ目の段階、廃止・廃棄段階でございます。15行目、16行目をご覧くださいければと思います。まず1つ目の固まりといたしまして、適正な廃棄処理に向けた関係者への情報発信・周知ということを記載してございます。1つ目でございますけれども、調達期間終了を迎えた住宅太陽光パネルについての記載をしてございます。また、6行目から9行目につきまして、住宅用太陽光パネルの廃棄を検討している方が相談を行うことができる適切な事業者等についての周知の重要性、また農地に設置された太陽光パネルについて、農業の現場の方々や廃棄処理に関するルール等について認識されていないといった指摘もあるということでございますので、こうした現場の方々への周知も必要である旨を記載してございます。

また、10行目～16行目でございます。この検討会でもさまざまな回数でご指摘いただいているところでございますけれども、適切な廃棄物の処理のために、有害物質の含有や溶出等の観点から廃棄物の確認を徹底する必要があるということで、廃棄物処理事業者に対して廃棄物の性状というところで、重金属等の含有等の状況でございますけれども、情報の提供を徹底することが重要であるということでございます。

12行目～16行目のところでいうと、国産メーカーについては太陽光パネルの含有物等の情報の公開を行っているケースも増えているということでございますが、一方で、大半を占めます外国産メーカーなどにおける情報発信が不足しているといったケースもあるという

ことで、こうしたものも含めた情報の整備・共有の方法の検討を行うことが必要であるということでございます。またその際、必要に応じて、表示の義務付けなどの制度的措置の検討も行うことが考えられる旨を記載してございます。

18 行目以降、リサイクル・適正処理に関する対応の強化でございます。2012 年から始まった固定買取制度におきまして、特に太陽光を中心に導入が始まったというところは既に指摘しているところでございますが、2030 年代半ば以降、排出量が顕著に増加することが想定されてございます。具体的には、NEDOや環境省さんの試算について、フットノート 23 に記載をしてございます。

また、現在排出されている使用済みの太陽光パネルの多くが、リユース可能なものであるということも考えますと、リユース、リサイクルといった資源循環の考え方に沿った対応が重要である旨も記載してございます。その中で 24～27 行目は、これまでの取り組みについて記載をしているものでございます。

28 行目以降でございますが、これから非FIT、非FIPなど、非支援電源の増加を見据えていきますと、再利用やリサイクル、適切な廃棄には地域と協力した回収フローの構築が必要であるということでございます。他方で、輸入品が多い製品の廃棄物に関するリサイクルなどの循環管理の法的ルールにつきましては、これまで策定されていない状況でございます。また、こういたしますと、関係者が連携して新たな制度を整備するには時間がかかることなどを踏まえますと、事業の廃止から撤去・リサイクルの制度的な措置について検討を開始すべきである旨を記載してございます。

16 ページ目でございます。制度の検討に際しましては、幅広い、事業者を含めた意見交換を進めていくということと、また、地域ごとの将来的な排出見込み量を公表すること、また、リサイクルを考えますと、ガラスのリサイクルを進めていくということで、再生資源といたしまして需要開拓等の課題についても検討することが必要である旨を記載してございます。

6 行目以降、(3) 調達期間後の適切な管理や設備更新ということでございます。再エネ特措法に基づく調達期間終了後につきましては、2019 年度以降の住宅用太陽光において、順次支援終了のものが出てきているという状況でございます。事業計画策定ガイドラインにおきましても、調達期間終了後の設備更新について努めることが位置付けられているところでございますが、11 行目～13 行目、2030 年の再エネ導入目標の実現、さらには 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けましては、既存の再エネの追加投資・再投資を促すということ、長期電源化を促すことも重要であるということ、調達期間終了後の設備を長期稼働させるための検討が必要である旨を記載してございます。

具体的なアクションにつきまして、17 ページ目でございます。速やかに対応するものとして、太陽光パネルの含有物質のメーカーによる情報発信などにつきまして、業界団体などとも連携しながらでございますけれども、しっかり取り組みを行っていくということ。また、外国産メーカーなどの含有物質が分からないものについては、成分分析等の実

施の在り方を検討するものということで、経と環境省を記載してございます。

また関係省庁が連携し、太陽発電設備の廃棄ルールなどの必要な情報について、住宅用太陽光パネルの所有者や農業の現場の方々などをはじめといたしまして、周知を行う旨を関係省庁の3省庁を記載させていただいてございます。

また、廃棄物処理に関するヒアリングなどの実施、また課題の明確化、また制度的措置を含めた対応強化の検討に際して、再エネ特措法の認定に関する情報など、関係省庁が保有する情報の共有を速やかに進めるということで、経と環を記載してございます。

(2) 法改正も含めた制度的な対応を検討し措置するものとしたしまして、事業廃止後に太陽光パネルが危険な状態のまま放置されることがないようにということで、関係省庁における制度間の連携強化の検討を行う旨、また事業廃止後の使用済み太陽光パネルの安全な引き渡し・リサイクルの円滑化、制度的支援について必要に応じて義務的なりサイクル制度の活用や太陽光パネルの含有物質の表示義務などについても検討する旨を記載してございます。

また、最後 21 行目～23 行目でございますが、調達期間後の設備更新・有効活用については、長期電源化・集約化の観点から、関係する審議会といたしまして、大量導入小委における詳細な議論を行い、夏ごろまでに一定の取りまとめを行うということで経産省を記載してございます。

最後の固まりでございませけれども、5 ポツ、事業実施段階横断的事項といたしまして記載をさせていただいてございます。(1) が地域における合意形成に向けた適切なコミュニケーションというものでございます。まず(1)の1つ目のポツは、再エネ特措法におきまず適切なコミュニケーションについて、十分に地域住民の方々とコミュニケーションを取る旨を記載しているということで、努めるということで努力義務という位置付けでございます。

6 行目～9 行目におきましては、環境影響評価法における対象となるような事業についても、環境保全の観点から、国、地方自治体、国民から意見を聴いた上で、よりよい事業が行われるよう手続きを踏むことが求められるところでございます。

10 行目～13 行目におきましては、地域とのコミュニケーションについては、再エネ特措法の認定時には地域の住民の方々が認識されておらず、開発段階になって初めて、実際工事が着手される段階になって初めて認識すると、地域の方々が認識するといった指摘が依然として寄せられているのも現実でございます。また、地域や住民の方々への説明会の重要性が高まっている一方で、地域の誰に対して、どういった項目を説明する必要があるのかなどの整理も必要であるといった指摘もされているところでございます。

そのため、地域との合意形成に向け、必要なステップや説明会の開催等で説明すべき項目などにつきまして整理を行うということと、それを前提とした説明会等の地域への周知に関する制度的な対応の検討も必要であるということでございます。その際、事業者によっては、土地確保の段階で説明会の開催等をするケースが多いといった声もある一方で、再エネ

電源の特性などもございますので、手続きの流れも異なり得るため、実態を踏まえた検討が必要であろうという旨を記載してございます。

また、19～21 行目、太陽光発電設備の設置に際しましては、林地開発許可など関連制度での手続きも並行して行われるということでございますので、制度間の連携を通じて、地域の意見が反映されるように、関係省庁や都道府県が連携した取り組みを進めることが重要である旨も記載してございます。

22～23 行目、制度的対応の検討に際しましては、住民や自治会など私人の同意を求めることは、財産権との関係でも慎重であるべき旨を、検討会でも指摘いただいているところを記載させていただいているところでございます。

24～27 行目でございますが、「加えて」というところで、地域住民、事業者とのトラブル解決のために、中立的な立場で手続き的な適正性を担保するという意味で、自治体などの第三者を交えた話し合いの場を設ける仕組みが必要ではないかといったことを記載しています。その際、ドイツにおける紛争調停機関などの取り組みなども参考にしながら検討してはどうかといった旨を記載してございます。

2つ目の固まり、適切な事業・事業者の在り方／事業主体の変更への対応でございます。30 行目に書いてございますが、太陽光発電設備につきましては、参入障壁が低く、特に 10～50kW の低圧設備については個人が所有しているケースも多いということでございまして、多様な事業者や個人が取り組んでいる状況でございます。また、事業主体の変更が行われやすいという観点から、新たな事業者が現場や事業実施等を把握しておらず、事業譲渡によって適正な事業の引き継ぎがされないといった事例も指摘されているところでございます。

そのため、事業譲渡自体を制限することは、この検討会でも度々ご指摘いただいておりますが、財産権との関係で慎重であるべきだということでございますけれども、事業譲渡に伴い生じる課題の解消に向けて、例えば発電主体の変更が行われる場合には、前事業者の事業実施状況を認識した上で引き継ぎを行うということ、また説明会の開催など、地域への周知を義務化するなど、適切な事業実施を実現するための措置について検討を行うことが必要ではないかということでございます。

また、19 ページ目の 3 行目から 5 行目ですけれども、再エネ特措法に基づく認定事業者ではなく、関連する事業者、孫請けですとか外注先でございますが、こうした関連する事業者が違反を犯すような事例も指摘されているということでございますので、再エネ特措法の認定事業者がこうした孫請けや外注先などを含めた全体として責任を引き受けるなど、認定事業者に対してどこまでの責任を課していくのかといった整理も重要である旨を記載してございます。

7 行目以降、風力発電やその他の電源についてでございます。風力発電については、改正温対法などを含めまして、エネルギー基本計画の目標に向けた取り組みを進めていく旨を書かせていただいております。特に 13 行目～16 行目ですが、事業者の予見可能性の観点

からは、環境影響評価法の対象規模以下の規模の案件につきましても、条例に任せておくだけでよいのか、また規模にかかわらず立地場所の特性により環境影響が懸念される場合がある風力の特性も念頭におきまして、風力特有のアセスについて規制強化をするだけでなく、緩和策も含めて検討すべきである旨を記載させていただいております。

17行目～20行目ですが、風力発電のうち、特に小型の発電設備につきましても、管理や廃棄に関する懸念も指摘されているというところがございます。また、大型の風力発電についても地域住民や自然保護団体からさまざまなご意見も寄せられているところがございます。こうした声を精査した上で、今後の対応について検討が必要であるということがございます。

また、22行目、23行目ですが、当然、太陽光、風力以外の電源につきましても、機動的に検討を行っていく旨を記載しております。

25行目から30行目ですが、(4)非FIT、非FIP案件についての検討ということがございます。今後、こうした非支援電源として非FIT、非FIP案件が増えてくるということで、特にPPAモデルということで、Power Purchase Agreement といった取り組みなどによりまして、再エネ特措法の認定外の案件、非支援電源なども増加していくことが想定されるということがございます。これらについては29行目に書いてございます。当面は補助金などを活用した形での導入が進むということがございます。

従いまして、20ページ目の1行目から3行目でございますが、こうしたものにつきましては、当面は補助金を活用したものが大半を占めるということが見込まれることから、まずは関係省庁が連携し、補助金を活用した案件につきましては、それぞれの事業の特性も踏まえながらも、再エネ特措法のガイドラインに準拠しつつ適切な規律をしっかりと働かせることが必要である旨を記載しております。実際に今、関係省庁の補助金採択案件につきましては、こうした再エネ特措法上のガイドラインの必要な対応について、遵守する旨がうたわれているところがございます。

具体的に4行目から11行目につきまして、また今後、非FIT、非FIP案件への規律が必要になってくるという中におきましては、条例だけの規律に依拠した場合には、予見可能性が低くなる恐れもあるといったこともございますし、事業の健全化のために、促進とのバランスに留意しながら、必要に応じた法規制の検討も考えられるということがございます。

具体的には6行目以降、例えば柵塀の設置などの再エネ特措法で求めている基準につきましても、電事法上は低圧、10～50kWのところがございますが、小規模再エネ設備については、現状求めているということでございます。令和3年度からは低圧の小規模再エネ電源につきましても、事故報告の対象にしているというものでございますが、今後は事故の発生状況などを踏まえながら、非FIT、非FIPの低圧の設備への立入防止措置の適用などについて、必要に応じた検討が必要であろうということがございます。また、工事計画の届出時に関係法令の遵守状況を的確に確認するという方法につきましても、これは非FIT

T、非FIP案件であれ、しっかりとしたものについても適用するという点について検討する必要があると考えられるところでございます。

(5) 執行力・執行体制の強化の在り方でございます。16行目、17行目ですが、デジタル化や新しい技術などを通じまして、効率的で効果的な執行に取り組むということで、執行力強化に向けましては、地域における執行体制の充実化に向けた検討も必要である旨を記載してございます。

また、19行目のところにつきましては、地域共生に関する考え方といたしまして、地域と共生した再エネの導入に際しての安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念を解消するためには、しっかりと設備の導入から事業完了まで適切な管理が必要ということでございまして、こうした観点からこの検討会でもご指摘いただいておりますけれども、地域と共生した再エネの要素としては、地域への貢献や裨益といった側面についても検討することも重要であるということでございます。

25～28行目ですが、具体的には、発電事業を生かした地域への貢献ということでありますとか、電気の地産地消などの取り組みなどが考えられるのではないかとといったことを記載してございます。

続きまして21ページ目でございます。具体的に地域と共生した再エネの導入に関する政策を検討するに際しましては、安全を確保することを大前提といたしまして、地域への裨益も含めた地域共生に関するグッドプラクティスなどの収集・分析、こうした横展開などを含めまして、地域への貢献・裨益を促していくということも不可欠ではないかということでございます。

こうした取り組みにつきまして、21ページ目、22ページ目におきましては、それぞれの横断的事項に関するアクションということで、大まかに、ここは全体の項目ごとというよりは、ここで項目として、5ポツの事業実施横断的事項として、全体として速やかに対応するものと、制度的な対応を検討するものとして大きく分けているというものでございます。括弧を付けて関係する箇所につきましては、見出しを付けさせていただいております。

21ページ目の速やかに対応するものとして、適切なコミュニケーションというところにつきましては、8行目から10行目でございます。合意形成に向けたステップや、あとは実施すべきポイントなどにつきまして、ガイドライン等において位置付けをするということ、これは4省庁連携。

また11行目、12行目ですが、再エネ特措法認定案件について、中立的な立場でそれぞれの意見を聴取し、話し合いを進めるような仕組みについて検討するといったものについて記載してございます。

また13行目～15行目でございますけれども、適切な事業・事業者の在り方、事業主体の変更への対応ですけれども、地域との合意形成に向けて留意すべきポイントについて整理を行って、事業主体の変更時におきましても参照できるように、まずはガイドライン等において位置付けをするということで、4省庁と連携。

16行目～18行目ですが、風力などその他の電源についても、速やかに機動的に対応する旨を記載してございます。

19～21行目については、非FIT、非FIPの案件につきましては、適切な補助金採択基準を設けていくということで関係省庁との連携を書かせていただいております。これは補助金関係でございます。総務省さんも含めた形での記載にしてございます。

また22～24行目、執行力につきましては、衛星情報の活用といったテクノロジーの活用を通じた効率的で効果的な執行に取り組むということで、地域における執行体制の充実化に向けた検討を行っていく旨を記載してございます。

また25～28行目、地域共生に関する考え方につきましては、地域への貢献・裨益に関するグッドプラクティスなどにつきまして、さらに事例等の収集分析などを行い、地域と共生するために必要なポイントの整理を行った上で、ガイドライン等におきまして発電事業者の推奨項目として位置付けていくことが考えられるんじゃないかということで、経と環境省を記載してございます。

最後の項目になりますけれども、法改正を含めた制度的な対応を検討し措置するものとしたしまして、コミュニケーションの関係では、説明会における説明事項等の整理を踏まえて、地域との適切なコミュニケーションを促すため、例えば再エネ特措法の申請に当たりまして、一定規模以上の発電設備の場合には、あらかじめ説明会の開催等の地域への周知について義務化するなど、さらなる対応について検討するということ。また、その際に温対法の促進区域制度における地域合意形成スキームとの連携等の検討も必要ではないかということで、経と環境省を記載しています。

適切な事業の実施・事業者の在り方／事業主体の変更への対応ということで、制度的な面では、事業譲渡の変更認定に際しまして、地域との適切なコミュニケーションを促すために、再エネ特措法の変更申請に当たりましては、あらかじめ説明会等の開催を義務付けるなど、必要な、さらなる対応について検討するというふうにしてございます。また、適切な事業実施を担保するために、再エネ特措法における認定事業者の責任の明確化など、必要となる措置について検討してはどうかという旨も記載してございます。

9～12行目は、風力発電の関係でございます。風力発電の特性を踏まえまして、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について、令和4年度に結論を得るための検討を進めるといった記載をしてございます。

13～15行目ですが、小形風力発電につきましては、発電状況や廃棄費用積立の実態等を踏まえて、まずは定期報告などのデータを基に調査を行いながら、事業実施期間中の適切な事業運営や適切な廃棄に当たって必要となる措置について検討してはどうかということを記載しています。

また、16行目の、非FIT、非FIPに対する検討といたしまして、電事法における低圧の小規模再エネ電源につきましては、令和3年度からの事故報告の対象としているという中にありまして、今後、事故の発生状況等も踏まえながら、柵塀の設置義務について検討

するという旨、また 19 行目～24 行目ですが、再掲項目になりますけれども、工事計画届出時にしっかりと関係法令遵守の状況を確認するといった対応について記載をさせていただいてございます。

一番これは最後になりますが、全体を通じましたアクションといたしまして、関係する主要なプレーヤーである自治体の方々、市町村の方々、また事業者の方々、地域の方々に対してしっかり発信をしていくという観点から、4 省庁に加えまして、オブザーバーに参加いただいています総務省さんを含めた取り組みとして記載をさせていただいているところでございます。

すみません。大変事務局からの説明が長くなりましたけれども、全体としてこのような形で本日ご議論をお願いできればと思っております。事務局からは以上でございます。

○山地委員長

取りまとめに向けた議論ということで、事務局には丁寧に説明していただきました。ありがとうございました。

それでは今から議論の時間に入りたいと思います。毎度やっておりますけれど、ご発言ご希望の方、チャットボックスに書き込んで、あるいは書き込めないという方は手を挙げるなどのアクションをお願いいたします。

早速、大塚委員から手が挙がっていますので、まず大塚委員、お願いします。

○大塚委員

恐れ入ります。どうもすみません。大変よくまとめていただいて、特に意見の整理とアクションに分けて、直ちにアクションを取るもの、それから中長期的な課題に分けて明示していただいたというのはとても良かったと思いますし、エネ庁をはじめとした行政の方のやる気を感じさせる報告書になりそうで、大変喜ばしいことだと思っております。

細かい点も含めて 7 点か 8 点ほど指摘させていただきたいと思っておりますけども、1 つは非 F I T、非 F I P の話が出てくるんですけど、後半に出てきている感じがしていて、土地の開発段階とかその辺に関しては出てきていないので、これは、今まではそうだったことは事実なんだろうけども、今後ともそれでいいのかという問題はひょっとしたらあるんじゃないかと思うので。それは全般的なことですけど、お伺いしたいところでございます。

それから第 2 点ですけれども、欠格要件のような話に関して、私が発言させていただいたことがございますが、今回はアクションの中に入れるのは無理だなと私も思っているんですけども、消えてしまっているのので、例えば 21 ページ辺りにそういうことを少しでも、意見としてはあったことは入れていただけるとありがたいかなということはございます。

それから第 3 点ということになるかと思っておりますけれども、8 ページの 8 行目の辺り、第 1 段というのか、の辺りでございますけれども、条例については必ずしも予見可能性が高くないということがあって、支援法としての F I T 法だけでなく、非 F I T とか非 F I P を含めた対応が必要になるということだと思っておりますが、この件はまさにそのとおりなんですけれども、現在、温対法で、地方公共団体の実行計画制度の中で、目標値を自治体に持って

いただいて、さまざまなバランスを取って対応しているということが出てきておりますので、私はそちらのほうに若干関与させていただいておりますが、そちらとの連携をぜひ考えていただけるとありがたいということを申し上げておきたいと思います。

これは、また独自に始めていただくと、関係者がきつといろいろ混乱されるんじゃないかという気もしますので、すみませんが、余計なことかもしれませんが、ぜひお願いしたいと思います。

それから第4点ということになるかと思いますが、11 ページ目のところで、E A D A Sのことを書いていただいておりますが、E A D A Sは特措法の認定要件の問題だけじゃなくて、非F I Tを含めて、さらに風力も含めての再エネ全体の問題になりますので、22 ページ辺りにも書いていただく必要があるのではないかとということが第4点でございます。

それから、第5点でございますけれども、これは現在の書き方はこれでいいかと思いますが、17 ページのところの廃棄のほうの話でございますが、住民の方々が、太陽光パネルなどが使われた後で放置されることに関して非常に心配しておられるということがあると思います。現在、電気事業法とか再エネ特措法では、事業の廃止届を出すだけになっておりますが、太陽光パネルが発電できる状態で廃止されてしまうと、関係行政の方としては非常に困ることになると思います。

あるいは住民においても非常に困ることになると思いますので、絶縁して安全に解体ができるまでのところまでは、ぜひ事業者の方に対応していただく必要があると思いますので、廃棄物のみなしをすとかというのはその後の話になると思いますので、その絶縁をして安全に解体できるところまで事業者の方にやっていただくというのが非常に重要ではないかということを申し上げておきたいと思います。

それから第6点ですけれども、21 ページの一番下のところから 22 ページの最初にかけて、説明会の義務化の話が出てきています。ぜひやっていただきたいと思っておりますが、22 ページの5行目の説明会の義務化は、事業譲渡との関係でお書きになっているので、まさに新しい話なんですけど、21 ページの最後の行の説明会の義務化は、これは環境影響評価法とも関連しますので、法の章のところで説明会が出てくるものですから、もちろん一定規模以上の場合とはということだけになります。この 21 ページの一番下から 22 ページの一番上にかけての説明会の義務化は、環境影響評価法のほうの諸手続きとの連携をぜひお願いしたいと思います。事業者の方にとっても二度手間になると困ると思いますので、申し上げておきたいと思います。

それから、細かいことで恐縮ですが、5 ページの 24 行目、25 行目辺りの、ちょっと声が変わります、この再エネ特措法の認定申請段階で、設置場所等の情報を自治体に共有するというのは、これは法令では何でやるんでしょう。

これは省令マターでしょうか。それとも何かガイドラインのようなものでしょうか。教えていただけるとありがたいと思います。この5ページから6ページにかけて、ガイドラインとか明確に書いていただいているものが多いんですけども、必ずしもどのぐらいまで義

務になっているかという程度がはっきりしないものがあるかと思しますので、そこをよろしくをお願いします。

特に、相手の方が必ずしも大企業であるような、今までの経済産業省さんが相手にされてきた方ではなく、非常に中小の方が多いものですから、義務化しているかどうかというのは非常に重要になってきますので、その点の書き方も、申し訳ありませんがよろしくお願いたいと思います。

最後に、23 ページのところ、風力のアセスに関して、効果的・効率的なアセスに関する制度的対応について検討することを書いていたのは、大変ありがたかったと思っております。どうもありがとうございました。

すみません、細かい点が多くて恐縮ですが、以上です。

○山地委員長

具体的なご指摘をどうもありがとうございました。事務局からの対応については、ある程度委員からのご発言をまとめてお願いたいと思います。チャットボックスに私が確認しているところでは5名ほどご発言ご希望ですから、順番に指名させていただきます。まずは興津委員、お願いします。

○興津委員

興津でございます。どうもありがとうございます。私はこの後 11 時半ごろに退席をしなければなりませんので、早めに発言を希望させていただきました。

まず、私は行政法の研究者としてこの検討会で執行体制あるいは実効性について発言してきたところでございますけれども、その観点を今回の素案に盛り込んでいただきまして、誠にありがとうございました。その観点からいたしますと、省庁の縦割りではなくて、省庁連携を図って、異なる法令に基づく許認可がちゃんとなされているかについてはチェックをするということも端々に書き込んでいただきまして、これは執行体制の強化という観点からの大変積極的に評価されることかなという感想を持ちました。

その横串という言葉が何度か出てまいりまして、省庁間の連携というのは大変結構だと思うんですけども、他方で、縦の関係と申しますか、自治体の位置付けが、全体にわたってなので、ここの指摘がということではないんですけども、やや弱いかなというような率直な感想も持ったところでございます。

ただ、自治体の位置付けは難しいかなと思いますのは、まずこの検討会自体が国の主権によるものでありますので、地方公共団体について、あれをやれ、これをやれというような指令を出すようなことは書けないということもございませうし、また、自治体さんは、法制に基づいて規制を行う主体という側面と持つと同時に、地域にこういった施設を受け入れるという点で利害関係者、ステークホルダーという面も持つということですので、なかなかその位置付けをこの報告書の中にばしっと書き込むことは難しいということは理解するんですけども、ただ規制の実行過程の観点から、自治体との協力というところが非常に気になってくるかとは思しますので、その点を、もし何か書き方の工夫があるようであれば

ば、盛り込んでいただけるとよろしいかなというふうに思いました。

さらに自治体との関係も含みまして、若干のご指摘をさせていただきます。

まず、8ページの辺りに、8ページの15行目から18行目にかけてでしょうか。ゾーニングに関する話が出てまいります。ゾーニングについては、地方公共団体が条例によって先行的に実施している例もあるということが検討会でもご紹介があったかと思いますが、ここでいうゾーニングというのは、国の法令を整備して、全国的にゾーニングの制度というものを設ける趣旨なのかどうかというのを一つ確認させていただきたいと思います。

その上で、国の法令を設けるのだというお答えの場合ですけれども、そういたしますと、地方公共団体が先行的に実施されているゾーニングと、その法令によって設けられる制度との間に、抵触が生じるということもあり得るわけで、そうすると、条例のほうが劣後するということになりますので、そういった地方公共団体の先行的な試みを、その経験を踏まえて、法令を整備されていくことが望ましいのかなというような印象を持ちました。

それから続きまして、20ページの13行目のところに(5)執行力・執行体制の強化の在り方という項目がございまして、ここに執行体制に関することが出てまいります。これは先ほど申しましたとおり、明記していただいたのは大変結構なことだと思うんですけれども、他方で、自治体が条例に基づいて執行を行っていくということを考えますと、自治体が行役できる手段というのが大変限られております。というのは、専門的な話になりますが、行政代執行法という法律の1条に、義務の履行確保については、法律に根拠がなければならないということが規定されていますので、条例で規制を定めても、法律で執行の手段がなければ、それが絵に描いた餅になってしまうということもあるということが指摘されております。

これは何も再エネに限った話じゃなくて、自治体による政策実現、実効性確保という問題一般に関わることでありますので、この検討会で何か具体的なことを書くのも難しいのかなということも理解はするのですけれども、そういったことも踏まえて、自治体に何か武器を与えるための法制化ということをご検討にならないのか、そこに例えば検討も必要であるというところに、例えば法制化を含めた、みたいな文言を入れる余地はないのかどうかということについてお伺いできればと思ったところでございます。

それから、ここから先に申しますことは、報告書に書いていただきたいということではなくて、今後の法令性とか運用に当たってご留意いただければということなんですけれども。実効性確保の観点から、事業者に対する行政指導を行うとか、あるいは明文で記載があったかどうかは忘れましたが、例えば違反した事業者名を公表するといったような措置もあり得るのではないかと思います。こういった手法もぜひ活用されるとよろしいかと思うんですが、それぞれに法的な制約というのがございますので、例えば行政指導で申しますと、行政手続法という法律がありまして、その32条という条文で、その行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取り扱いをしてはならないということが決まっておりますので、もし行政指導をして、それに従わない場合に何かの措置を取る場合には、法令とか条例で根拠付けが必要であると。

あるいは公表措置につきましても、これは行政法学の通説におきまして、制裁的な目的がある場合には、法律または条例の根拠が必要だが、情報提供目的の場合には必ずしもそうではないというようなことがいわれていまして。目的で区別するというのは、現実には難しいという指摘もあるところでございますけれども、ここで想定されているのは、ほとんどの場合に制裁的な目的ということになるかと思いますので、その場合にも法律や条例の根拠に基づいて行うということですね。そういったことについて、その法令制定あるいはその後の運用を見据えた場合に、ご留意をいただきたいということは意見として申し上げておきたいと思えます。

私からは以上でございます。

○山地委員長

では続きまして、若井委員、お願いいたします。

○若井委員

ありがとうございます。11 ページくらいまでの土地開発前段階に関するアクションについて一言だけ感想ですけれども、今しがたちょうど興津先生にいろいろと指摘していただいたことにも関係しそうですけれども、今回の取りまとめについて、個人的には特に異論等はありませんが、立地に関する考え方については、これまで発言させていただいた点を、くどいようですが改めて強調させていただきます。

各省庁の所管する既存法令の多くは、個別の土地そのものの開発について土地個々の用途に見合った利用の適否をにらんで規制をかけるという性格が強いものが多いと思うんですけれども、例えば一方、前の国会で成立した盛土規制法ですと、従来の「宅造規制区域」などだけじゃなくて、もう一步踏み込んで、例えば沢の源頭部とか上流部とか、万が一、土砂流出した場合に下流域に広く影響を及ぼすというようなところを強く意識していて、より広範に影響範囲を抽出して規制できるというような法律の立て付けになっているかと思えます。現在これは国交省のほうで検討中だと思いますけれども。

ただ、注意しなくちゃいけないのは、これは繰り返しになりますが、前の国会で成立した盛土規制法というのは、あくまでも盛土ないし切土ですね。

つまり土地の形質変更を伴う開発を適用対象にしているので、現地形を大きく改変しない開発、そういうところに太陽光施設を置くという、そういうことについては、この法律では十分に規制できないかもしれないということを理解しておく必要があるという点です。

この観点からいいますと、今回 11 ページ辺りにまとめられています、「関係省庁が連携して」という辺りで、関係法令で規制対象となり得るところはもれなく規制するということは、もちろん非常に重要な点ではありますが、既存の法令の網をかけても、なおこぼれ落ちてしまった、もし空白域みたいなものがあるとしたら、今回の取りまとめに記載されていた趣旨、これは7ページか8ページぐらいですかね、詳しく書かれていますけれども、その趣旨に照らして、何らかの規制をかけなくちゃいけない、斜面地が残っているとしたら、それは既存法令以外に、例えば何か関係機関とかが柔軟かつ自発的に規制できるというよ

うなことを想定しておく、何かいろいろ例外的なことも含めて安心感が高まるのかなというふうに感じました。

もちろん、途中でご指摘のあった私権の過度な制限にはつながらないようにということは、くれぐれも注意が必要だと思いますけれども。おそらく今申し上げた7ページの後半なんかに記載がある、「災害に関する地域の懸念が高いエリア」という表現が、抑制すべきエリアというのがありましたけれども、これが今申し上げたことを包含しているというふうに想像はしていますが、いずれにしても、既存法令に関わらないから自動的に大丈夫だという思考には陥らないように、もらい災害によるリスクを特に排除しないとイケないという箇所があるとしたら、森林法とか農地法とか適用対象であるかどうかにもかかわらず、ケースに応じて柔軟かつ自主的に関係機関が規制ゾーニングができるというようなことを可能とするようなことを想定しておくといいのかなと思いました。

私は法律の専門家じゃないので、この関係機関ということの中に自治体というのが含まれるかどうかということとか、あるいは条例との連携なんかは私自身に知識がなくて分からないんですが、今、興津先生も関連したコメントがありましたけれども、いずれにしても、基本的に急傾斜地だけなんですけれども、こういう法令体系でここだけは太陽光を設置しないほうが安全であるという斜面地をきちんと網羅できるかという視点を意識して、最後にもう一回見直していただくといいかなと思いました。

以上感想です。ありがとうございます。

○山地委員長

では、次は大関委員、お願いします。

○大関委員

取りまとめありがとうございました。これまでの議論がしっかりとまとめてあって、後はどう具体的なアクションをしていくかなというところだと思いますので、文章というよりは、今後の進めていく上に関しての少しコメントを幾つかさせていただければと思います。

一つ目は、11ページ目の31行目に、工事計画届け出時において他法令をチェックするという記載がありましたけれども、今現状、工事計画届は2MW以上になるので、それよりも小さい規模での林地開発か、先ほど委員の方からもあった盛土の方でももう少し小さい規模からかかるのかなと思っています。

一方で、電事法において使用前自己確認がほぼ全域にかかるような制度改正もありましたので、使用前自己確認するときにおいても、他法令の確認をしてもらうというものもぜひ検討していただきたいと思います。使用前自己確認は、運開直前なので、ぎりぎりのタイミングになるんですけども、最後のスクリーニングとして、そういうのも入れられるといいと思います。

その上で、あと一般送配電事業者においても、連系開始前に使用前自己確認がしっかり終わっているとか、そういったところも何かしら連動してチェックできるようにしていただけるといいかなと思います。

2番目は14ページ目の28行目に、違法状態時のFIT交付金の留保についての記載がありました。これは非常に重要な点だと思いますので、しっかりと執行していただきたいと思いますが、特に立ち入り検査とか、指導に入った段階で、それを改善をしてもらうという段階においても留保できるようにというの、どういう手続き論があるかというのは、すみません、専門家じゃないので正確には言えませんが、できるだけ早い段階でそういった、取り消しというところよりは留保ということだと思いますので、確実に違反状態を是正してもらえそうな運用をしていただければと思います。

三つ目が17ページ目の廃止と廃棄の段階ですけれども、廃棄・リサイクルに関しては、特に廃棄ですが、モジュールだけじゃなくて、システム全体としてどうしていくということを考えなきゃいけないと思っていますので、その法令上どうするかというのは、いろいろモジュール側がメインで検討されると思うんですが、一つは、土地をどのような状態で戻すべきかというところは、検討を始めておいた方がいいのかなというふうに思っています。基本的には、民地で借りている土地なので、その契約上で決まるんじゃないかというふうには思っていますが、安全上疑義にある状態で戻されるというのは、それはそれで問題なのかと思いますので、どういう課題があるかというのは今から検討しておく必要があると思います。

四つ目が17ページ目の21行目です。事業を継続していただくということは非常に重要で、この間の再エネ大量小委でもFIT後の買い取り保証みたいなことの議論もされていたというふうに認識しています。ただ、FIT法で既に国民負担で買ったものをどういうふうにその後継続してもらうかというのはいろんな考えがあると思いますけれども、さらに長期に利用していただいて、社会的便益を得るということが一つ前提にあると思いますので、この検討会とかで議論されているように、どういう人たちが適正に事業をやっていただけるかと、そういったところの要件はしっかりと考えていただいて、そういう人たちが集約化なりをして、インセンティブになるように市場を誘導していただくことも重要だと思いますので、その辺りも踏まえて検討いただければと思います。

五つ目は、21ページ目の23行目辺りの執行とか執行力の強化のところ、デジタル化とかDX化は非常に重要なんだと思っています。衛星の件が少し記載もありましたが、そういったテクノロジーの活用は非常に重要なんだと思っています。

一方で、衛星の活用は盛土だったり林発であったりというところでも利用されている例もあると思いますので、そういったところの技術であったり情報というのはうまく共有化していくのが必要かなと思います。

あと、発電電力量のチェックというのは、これまでそんなにされていなかったと思いますが、例えばスマメのデータをチェックしたりとか、買い取っている電力量をある程度見ていると思いますが、時系列で見られたりというの、これも重要だと思いますので、こういうようなものも必要に応じて検討していただければと思います。

関連して、いろんな、今回規律を強化するというところで、いろんな規制強化というより

は適正化していくということが非常に多かったんだと思いますが、一方で、これまで適正に実施していた利用者にとって負担にならないかというのは、最終的には1回見返していただいて、必要な措置をしていただく必要があるのかなと思います。例えば、手続きが煩雑になっていないかとか、この手続きであればどこかでワンストップでできるのかとか、共有化できるんじゃないかとか、そういったところは併せて検討することによって、単純に執行の強化ではないというところのメッセージも出していく必要があるんじゃないかというふうに思っています。

コメントの最後ですけども、これは記載がなかったんですけども、建物設置が今後、農地等に併せて増えていくんだと思いますけども、こちらは地上設置に比べてそれほど大きな地域とのトラブルというのはないんだと思いますが、屋根貸しとかリースとか事業形態も多様化してくると思いますので、いろんな手続き面とか、しっかりと誰が事業を規律を持ってやっていくのかというところは、必要に応じて整理していただければと思います。

最後、質問ですけども、12 ページ目の16 行目にあった5,000 件の再エネ特措法に関する調査というのがあったと思うんですけども、その調査結果というのがどういったものかというのが、概要でいいので可能であれば教えていただければと思います。

以上になります。

○山地委員長

はい、ご質問に対する事務局の回答も一通り委員のご発言を受けてからということにしたいと思います。

では、次は神山委員お願いします。

○神山委員

富山大学の神山でございます。まずは、お取りまとめをありがとうございます。多種多様な意見を特徴的かつ実践的におまとめいただいたことに感謝いたします。

私は、大宗、異存はございませんので、せっかくですので補足としてなのですが2点ほどお話しさせていただきます。

1点目といたしまして、15 ページの太陽光パネルのリサイクル適正処理に関してです。リユース、リサイクル、適正な廃棄の法的ルール化の部分でございます。ルール化に当たりまして、監視側には具体的な監視手法と、あと以前申し上げましたけれども、そのリサイクルの実施事業体には、実施のための技術面のサポートというのもセットにして全体の仕組みを構築していただきたいと思います。

資源循環の観点から、ガラスのリサイクルのお話もございました。再資源化というのがスムーズに進むためにも、業界での統一的な標準規格の設定等もご検討の余地があればよろしく願いいたします。

2点目でございます。執行の観点からお話しいたします。12 ページをはじめ、各所に執行の点、加えられておりまして、12 ページに違反の未然防止、違反状況の早期解消、そして、太陽光パネルの適正処理の違反の場面とか、20 ページでは執行力、執行体制の強化の

在り方等がきちんと盛り込まれております。興津先生もこの執行の点についておっしゃっておられますけれども、監視監督が十分でなくて問題が生じた場合に、規制そのものが強化される場合がどうしてもございます。そうしますと、大関委員がおっしゃったように、これまで規律を守ってきた善良な事業者がさらにそれを守ろうとして、より窮屈な思いをするということにもなろうと思います。本質的に対処してほしいと思っている事業者には、具体的な改善のための働き掛けというのにはあまりつながらない、ということになっては元も子もありませんので、つまり、強化すべきは監視監督体制であろうと思います。ですので、規制と監視監督の分離ということを少し念頭に置いていただいて、監視監督の体制と、そのための現場、自治体等になろうかと思いますが、現場へのサポート強化というのをお願いしたいと思います。

再エネに関しましては、皆さんどうしても促進に尽力されていて、法律にも、そのように目的として書かれています。他方、違反の監視や摘発というのはベクトルの向きが反対になりますので、法律の中でも最後の方に少し違反とか罰則ということが記されているにとどまっています。ですので、推進を担う機関というのが違反者の監視や監督を行うというのは、やはりかなり難しい面があると思っていますし、専門性も十分でないということを念頭に置いて、その点ご留意いただければと思います。よろしくお願いたします。

○山地委員長

はい、では次は五味委員お願いたします。

○五味委員

はい、ありがとうございます。全体的に非常によくまとめていただいているかと思えます。幾つかちょっと個別の点ですけど、14 ページ目です。速やかに対応するアクションの1 ぽつ目なんですけども、ここは非常に重要なところだと思うんですが、5,000 件を踏まえて災害リスクが高い設備について、優先的かつ機動的に電気事業法等に基づく立ち入り検査を実施するところなんですけども、災害リスクが高い設備について優先的というのは、この 5,000 件の中からの災害リスクが高い設備を優先的にということかと思うんですが、これに関するのをどのように実施するのかという観点を考えると、電気事業法はもちろん、かつこ経産省の経（【経】）というのが書いてあるんですけども、電気事業法に基づく立ち入り検査になると思うんですが、災害リスクの高い設備についてという判断を行うところを考えると、やはり経産省だけではなくて、やはり国交省はじめ関係省庁等の連携というのは非常に重要になってくるんじゃないかなと思いました。

2 点目ですけども、ちょっとこれに関連するところなんですけども、土砂災害警戒区域に関する対応というのは、非常にこの点で重要になってくるわけなんですけども、特に急傾斜地ですけども、もう一方として、かなり洪水氾濫を起こすような地域に、平地ではありますけども、太陽光発電を含めた設備が立地することがございます。そういった地域に関する対応というのは、今後どのように考えていくのかというところが少し何か方向性としてあった方がいいんじゃないかなというのは思いました。

あと、幾つか細かいところになりますけども、横串という言葉、非常に私も今回、この文の中でいいなとは思っておりますが、横串と横展開という、この二つの言葉がこの文中に出てきておまして、何となく横串というのが省庁間の連携というところだと思いますが、横展開というのが、これは何なんだろうかという、どういうニュアンスで使われているのかな、これも省庁間連携、もしくは省庁、もしくは市町村を含めた縦展開、どういう言葉で使われているのかなとちょっと曖昧な印象を受けました。

もう1点ですが、土地区画に関する用語が幾つか混在しておまして、これをもう少し整理できないのかなと思いました。一つはゾーニングという用語と、あと抑制すべきエリア、推進すべきエリア、これは7ページ目のところに定義されておりますが、これと、あと、温対法に関する推進区域という言葉も出てきております。こういった観点を考えると、今後、土地区画の何らかの整理をしていくというところは非常に重要なポイントだとは思いますが、この用語がゾーニング、抑制すべき区域、温対法の推進区域、また、他条例、他法律の中での区画というのがあると思うんですが、もう少し整理できないだろうかというのを読んでいて思ったところであります。

あと、最後、先ほど大関先生がおっしゃっていた21ページ目の23行目、衛星情報の活用というところは非常に重要になってくるかと思っておりますが、これも気温のデータベースEADAS等を含め、いかに連携していくのかというところが重要になってくるかと思しますので、こういったところを方向性として示されるといいかなと思っております。

以上です。

○山地委員長

はい、では次は、柚木委員お願いします。

○柚木委員

柚木です。よろしくお願いします。今回の取りまとめでございますけど、再エネの発電設備の抱える現状の課題と、それから今後の事業規律の強化に向けた方向性を明確に示していただいたというふうに思っております。その上で、3点ほど少しお話をさせていただければと思います。

1点目は、8ページのところでございます。営農型の課題等についてもここの中に記載をいただきました。ただ、現状の農地制度でこれが全部、今後も大丈夫かということになりますと、営農型の太陽光発電設備について、現場の方では、まだ多くの課題を抱えているというふうに思っています。

一つは、施設の下部で生産する作物について、非常に多様なものが今入っておりまして、収益性等々の関係でどうなのかということについて、非常に懸念があるところでございます。ここの中でも、営農型を隠れみのにというふうなことも表現がされております。ややもすると、下部の作物の関係が形式的になってくる可能性がありますので、この点については、しっかりとした基準ということを、われわれとしても求めているところでございます。そういった点はぜひこれから、これは農水省の方が中心になろうかと思っておりますけど、しっか

りと検討していく必要があるというふうに思っています。

それから、もう一つ営農型の特徴として、発電事業者と、下部の農地で農業をする営農者、それからまたその土地を持っている地権者、この3者が異なるケースがかなり多く見受けられるわけでございます。このことについては18ページの発電事業主体の変更のところとも大きく関係する部分が出てくるというふうに思います。特に営農型の発電の設備についても、事業者の変更等について、下の営農者、また地権者等々の関係でトラブル等が発生しないようにしっかりと対応していく必要があります。

8ページの10のところ、特定営農型太陽光発電設備のことが書かれていまして、大変件数が多いのにちょっと驚いたんですけど、これは認定を受けた件数ということなんですが、実際に運転開始をされているのがどれぐらい2020年、2021年、あるのかというようなことを、もし分かれば後で結構なんですが教えていただければありがたいと思っております。

あと、2点目は、また18ページのところなんですけど、地域における合意形成のことであります。これまでも申し上げてきたわけでありまして、この前の国会の方で農業経営基盤強化促進法等の改正が行われまして、人・農地プランの法定化ということで、それぞれ市町村の中の地域において、今後の人と農地のありようについて、特に農地の活用の仕方等についてしっかりと議論をしていくということになっております。営農型も含めて農地の利用の仕方ということで、再エネ設備の導入等を含めて、そういう中でもしっかりと議論をしていくということが再エネ設備全体の立地の問題を含めた土地利用の在り方について、地域での合意形成をしていく上での一つの大きな役割も果たしているのではないかとこのように思っております。いろんな地域の話し合いの場を活用しながら、合意形成を進めていくということも留意点として挙げておく必要もあるのではないかとこのように思っております。

最後に、3ページのところで、表の中で、再エネ発電設備の設置に関する、これは主な関係法令ということになっているわけでありまして、特に営農型を含めた農地を転用して再エネ設備を設置をするということについて、この報告書の端々に言葉として農地制度の重視ということが書いてあるわけですが、できればこういうところでもきちっと書くことによって、農地制度上の手続きが必要なんだということも意識を喚起する必要があるんじゃないかというふうに思いましたので、一言申し上げました。

以上でございます。

○山地委員長

はい、では、次、高村委員、お願いいたします。

○高村委員

ありがとうございます。まず、事務局の皆さんには、大変多様な論点、加えて多様なご意見をうまくまとめていただいていると思っております。基本的なところについては異論はございません。やはり、今回、ある意味では大変画期的な検討の場を設けてくださったと

思っています、地域で再生可能エネルギーが受け入れられる形で導入を進めていくというときに、事業全体をいかに適正なものにしていくか、それから、当然そうなりますと、その場であります地域との連携が必要な中で、いろんな問題があると言われるわけですが、実際にファクトに基づいて省庁で連携をして解決をするという、この枠組み、非常にうまくつくっていただいたというふうに思っております。

今回、特に懸念の大きな土地利用の在り方に焦点を当てていらっしゃる場所もそうですし、これは先ほどどなたかもおっしゃいましたけれども、すぐに行くこと、それから制度的な対応を検討する課題、懸念、整理をしていただいていることも大変ありがたいと思っています。

他の細かな文言についてありますけれども、これは速やかに行くこととか、かっこ書きの中で書かれている文言と本文のところの若干文言の齟齬などの点、気になったところございまして、それは後で事務局の方にお渡しをしたいと思います。その上で、ちょっと幾つか確認も含めて発言させていただこうと思います。

一つは、8ページ目、それからかっこ書きになっているところでいきますと11ページなんですけれども、営農型太陽光についての記載です。営農型太陽光について、こちらで隠れみのにした事例も散見されるといったような表現ありますけれども、やっぱりなかなかこの検討会でこれを掘り下げて議論を、具体的に何が問題なのかということを実はもう少し検討すべきことが残っているようにも思っております。

これは先ほど申し上げました優先的に検討をする土地利用を、フォーカスを置いて議論を詰めてまいりましたけれども、ぜひ引き続き検討いただきたいと思っております。なぜそんな問題が起きているのかということについて、しっかり検討することが必要ではないかと思っております。

といいますのは、やはり営農型の太陽光は確かに隠れみになる、法を遵守しない形の事業というものもあると思っておりますけれども、他方で、やはり農業者が農業を営んでいく上で重要な支援の一環になっていたり、あるいは国土の狭い日本において土地の有効利用の観点からも、ある意味では大変重要な取り組みを農業者の方がする機会にもなっていると思っております。そういう良い事例もこれまで生まれてきていると思っております。従って、しっかり問題が起きているのが何なのかということをやはり明確にすることが必要じゃないか。これは同時に、やはり農地転用、転換強化をめぐって他方でやはり聞かれるのは、営農されている方でもなかなか太陽光等の導入をするのに非常に時間がかかる、障壁があるという声も聞きます。その意味で、これは良い事例をしっかり普及することと併せて、やはり規律を強化をする、そして、今申し上げました、そうした事例が起きている、それは導入がなかなか、障壁になっているということも含めて、しっかりやはりその問題、課題を明確にすることが今後の課題としてやはり必要ではないかというのが1点目です。

それから2点目ですけれど、13ページ辺りだというふうに思っております。議論の中で、林地開発許可を例にして議論があったように記憶しておりますけれども、許可要件を満た

して工事が終了した後にさまざまな要因で許可条件を満たさなくなったり、あるいは、例えば林地開発許可があれば森林の保全に影響を与えるような影響が結果的に出て、事後に、工事の完遂後に出ているようなケースというのもあるということを議論していたように思います。これはやはり許可の後の監視、あるいは監督、検査の問題であると同時に、電気事業として適切に行われているかという、電気事業法等との法令との連携が必要だというふうに思っています、これはそういう趣旨で書いていただいていると思いますけれども、やはりこうした開発許可後の監視監督と、その全体としての工事の適正さの確保というところは、少し明記をしていただいてもいいのではないかと思った点であります。

それから、3点目が17ページのところにあります廃棄のところですか。これは、制度的対応のところの(2)のところにかかるところだと、関係するところだと思いますが、既にこの報告書でも書かれているように、廃棄費用の積み立て制度が始まっているわけでありまして、いわゆる廃棄処分に対しての費用の支払いだと理解をしております。他方で、やはりリサイクルの促進ということも今回うたっていて、これは積立金のつくり付けといましようか、制度と、それから運用の在り方について、恐らくこの検討の中で適正に処分がされるということと同時に、リサイクルがうまく促進をされるということをも念頭に置いて、そうした廃棄費用の積立金の運用となるようになっていくかどうかということの改めての確認というのが必要かなというふうに思っております。

そういう意味で、今これ、速やかに対応するものというところではない、(2)になっていきますけれども、ぜひ本文のところで、検討そのものは速やかに始めるということは明記していただきたいと思っております。その準備のため、ヒアリング等を速やかに始めるということは(1)に書かれているので、それをしっかり本文の中で、制度的対応を目指した検討を速やかに始めるということについて明記をいただけないかということですか。

あと二つですけれども、20ページのところです。これも委員からご指摘のあった、これまでも議論があったところですが、やはり買い取り制度によらない再生可能エネルギー導入が、特に今、化石燃料の価格高騰と、それから需給逼迫も背景になっていると思っておりますけれども、自家消費型なり、あるいは買い取り制度によらない形での導入というのが進む、ある意味では、さらに加速する要因があると思っております。

その意味では、今、再エネ特措法で規律をしっかりとる仕組みを持っているわけですが、再エネ特措法によらない形でどういうふうに規律を働かせるのかということは非常に重要だと思っております、先ほどもありました、やはり関連法令全体で規律を働かせるということが必要、特に、恐らく最後の要は電気事業法かなというふうに思ったりいたしますが、そこまで書くかどうかはともかく、やはり再エネ特措法を準拠した規律というのは書いていますけれども、これはやはりこの水準の規律を少なくとも関連法令全体でしっかり確保できるような制度になっているかということをしっかり担保するということが必要ではないかというふうに思っております。ここは非常にやはり、先ほど申し上げました理由で重要になっていると思っておりますので、書いていただいていると思いつつ、改めて強調

したいというふうに思います。

最後でありますけれども、冒頭に申し上げましたように、この検討会のつくり付けは非常に画期的だというふうに思っております。次の課題は、ここで挙げていただいた速やかに行うこと、あるいは制度対応を含めて、この課題の進捗管理をどういうふうに行うか、これは事務局にお尋ねすることかもしれませんが、それから、さらに私自身も幾つか申し上げましたが、他の委員からもあった、残されている、まだ今回ちょっと掘り下げがもうちょっと必要かなって残った課題をどうするかというところについて、希望はやはりこうしたつくり付けで省庁間連携して検討いただき、進捗管理をいただきたいと思っておりますけれども、もし事務局のところにお考えがあれば伺って、報告書にもその進捗管理についてもお書きいただくのがよいのではないかと思っております。

以上です。

○山地委員長

はい。では、次、丹生谷委員、お願いいたします。

○丹生谷委員

はい、丹生谷です。よろしくお願ひいたします。このたびは、多様な論点をよくまとめていただきまして、大変ありがとうございます。基本的には、特に異論はございませんけれども、11 ページの(2)のところで「法改正も含め制度的な対応を検討し措置するもの」の最初のまるぼちのところで、こういった検討を、認定の強化を検討するといったようなこと事態の方向性としては賛成なんですけれども、例えばというところで書いてありまして、例えば関係法令の許認可取得を申請要件とし、許認可の取得がなされていない場合、再エネ特措法の認定や入札参加を認めないといった認定手続きの強化を検討するというようなことが書かれていまして、これは方向性としては悪くないと思うのですが、実際に許認可の取得をするのは、例えば林地開発の許可などを考えると、かなり大変なことで時間がかかり、かつコストがかかるというところがあり、コストはまたそれを出してもらうための何か資金調達をしなければいけないというようなことがあったりする場合、ケースもあります。特に、太陽光以外のところというようなことを考えると、再エネ特措法においてという前提的になっていますので、広く太陽光以外のことも考えているということなんだと思っておりますけれども、太陽光以外のところというのは、事業認定のところで計画の認定のところで、太陽光ほど簡単ではないというところもありますので、その辺を踏まえて、事業者がどういうふうになったら、そのくらいでコストを入れられるのかという判断ができるような、具体的な実務に照らして、それから、再エネの種類にも照らして検討をお願いしたいというところ

です。それから、もう1点なんですけれども、8 ページ目のところで、高村先生の方からもご指摘がありましたところで、特に、今後の検討というのは非常に大事だと思いますんですけれども、取りあえず今回の本レポートのまとめ方と言いますか、書き方なのではございますけれども、営農型のところで上から二つ目のまるぼちのところの営農型のところで、中には営農型を隠

隠れみのにした事例も散見されるって、やっぱりちょっと言葉として強くて、読んでいて違和感を感じたようなところがあったんです。これの具体的に何が隠れみのになっているのかというようなことはこのところには出てきていないので、アクションの方の11ページの方を見ますと、農地転用の違法転用になっているんだというようなことなのだろうということは分かるのですが、というような形になっていますので、ちょっと具体的なところが分からないままに、割りと突然、強い、かなり違法性が強いのではないかというような書き方になっているということで、他と比べてちょっとこのところはトーンとして違和感を感じたところなんです。実際、この検討会でもあまり具体的なところの話が掘り下げてされていなかったということもございます。ですので、例えば、もうちょっとトーンを弱めるであるとか、または、隠れみのにした事例も散見するといった指摘がなされているということで、どのような指摘がなされているかというような具体例をちょっと脚注の方に入れていただくとかというような形をしていただけるといいのではないかなというふうに思いました。

私からは以上です。ありがとうございます。

○山地委員長

はい。この後、池田委員、それから黄木委員がご発言ご希望ですので、ご発言いただいて、これで一通りだと思いますので、特に追加の発言がなければ、その後で事務局から対応をお願いしたいと思います。

池田委員、お願いします。

○池田委員

委員長ありがとうございます。池田です。事務局の皆さま、お取りまとめありがとうございます。大きく内容に齟齬等ございませんで、アクセルとブレーキの観点も含めて全く異存ございません。その上での二つ、三つほどの補足程度です。

10ページの最後に、既存システムに重ねて公表するなど分かりやすい情報発信についてというご記載いただいている中で、まさに大規模化とか早期の集約とか、信頼のできる運業者にという、こういうような、そして、最終的には長期電源化というのを目指す中で、やっぱりこういったものに可能であれば、例えば事業者名とか、F I Tの主力技術とか、そういったようなものも載せていただくことで、いうなればインセンティブ付けもできますし、開発されていないものの放置ということのブレーキにもなるかなと。われわれ自身振り返ると、特に開発がされずに行っているものって2000年代終盤のスペインだったり、2010年代のタイだったり、さまざま見てきた中で、せっかくのこういう国にとってのリソースを良いタイミングで良いゾーンで開発される非常に大事なことなので、こういったところで集約されて情報が開示されるって非常に大事なかなというふうに思っております。

それから、二つ目、営農型ということではいろんな先生からお話出てきていて、ちょっと営農と直接関係があるかといったら別なのですけれども、農業面で、やっぱりわれわれ融資する銀行として感じるということのは、やっぱり法の裁量というんですかね、団体の裁量がちょっと大きいなど、営農型太陽光の一次転用を許可するのは10年以内、これらは再生可能

な荒廃農地ですかね。それから、それ以外も、市長、村長の職権での地目変更は可能ということのベースって、やっぱりこれはいずれも農業委員会の判断が起点になっていて、一次転用の許可、それから更新のリスク、そういったことを考えたときに、ここというのは、将来もう少しクリアになっていくことで、先ほど1点目述べた大規模に集約していくゾーニングというようなことに関わる中で、乱開発が避けられ、招待先による無責任なことが避けられるというようなことにつながっていくのではないかなということを感じております。

最後三つ目、これはちょっとどこかに載っているものではないのですが、第1回目のセッションで、銀行、残念ながらちょっと今回話を頂いているような開発の問題から少し距離が遠いということですをご案内差し上げたと思います。

逆に、そういった中でわれわれが見ているグッドプラクティスというんですか、良い事例という中での一つご参考として、個社名は避けましても岩手県にあるメガソーラーの事例を最後に申し上げます。今回、会議の底流に流れていると思うんですけれども、縦割り行政というんですかね、そういったものを含めて法律のありようの中で非常にうまくやられたなど、再生可能エネルギー法による一つのワンストップという表現でしょうか、うまく非常に速度感を持って、責任感を持って集約して開発されたという事例があつて、これがあまり実は大きくいろんなところに広がっていついていないのかなという印象ではあります。私、今、手元で農水省さんが去年、3年7月6日に出された再生可能エネルギー導入促進に向けた取り組みについてという資料、これはウェブに開示されている資料ですが、ここで今のはどこにのっとった開発なのかも見てはいるんですけれども、やっぱりこういったものでスムーズに開発がされると、やっぱりトラブルというのは回避されるし、法の落とし穴に落ちるとということもないんじゃないかなと、こんなことを事業者さんを支援する立場として感じたというようなところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。委員長ありがとうございます。

○山地委員長

はい。では、黄木委員、お願いいたします。

○黄木委員

はい、ありがとうございます。那須塩原市の黄木です。

私からは、21ページの25行目、地域共生に関するところを二つほどお話ししたいと思います。

まず、ここに書いてあります、これは私の意見は取りまとめで書くのか、もしくはガイドラインに反映するときに配慮していただくのかはお任せします。

まず、グッドプラクティス、こちらは多分、現行の条件の下の中の事例だと思います。今後、この検討会が取りまとめなどに伴う法改正とかで、地域貢献とか地域共生の幅というのが広がる可能性、大いにあります。できればそういうものを見据えた内容、もしくは取り入れられるような書きぶりにしていただければありがたいと思います。

もう1点は、その次の27行目になります。地域と共生するために必要なポイント等とあ

ります。これは、多分、前のページの（６）25～27行目で示されたようなものを指しているんだと思うんですけども、まさに25～26というのは、これは発電事業者に限らず誰でもできるようなことなんですよ。ところが、27行目以降というのは、発電事業者を巻き込まなければできないような事例なんです。できれば、地域と共生というのは、進出する発電事業者が発電事業者だからこそその共生とか、そういうものをやっていただけるようになるとありがたいなというふうに思っております。

私からは以上です。

○山地委員長

はい。それでは、すみません、ちょっと進行が途中で途切れましたが、ご質問もありましたので事務局からご対応いただければと思います。

○経産省

はい、まず事務局、経済産業省資源エネルギー庁の方から説明させていただいた後に、順次、多岐にわたりましたので、関係省庁さん、あと、経産省の電安課の方からも説明を補足させていただきたいと思います。

非常に一つ一つの先生から具体的なお指摘も頂いたものですから、少しそれぞれごとに回答させていただきながら、もう少しまとめてご回答させていただければと思います。一つ一つのお指摘については、しっかりと座長ともご相談の上、反映をさせていただきたいというところは基本的な考え方でございます。

その上で、大塚先生から非常に多岐にわたるご発言、ご指摘を頂いているところでございます。

まず、非FIT、非FIPのことにつきまして、すみません、資料の全体のことといたしまして、5.で全体として事業実施段階の横断的事項にかかるアクションといたしまして最後にまとめて記載をしておりましたが、これは決して、従って最後に記載をしているものの、横断的な事項ということでございますので、まさに土地開発前の段階から全てに関わるところについて横断的な課題、コミュニケーションの話も含めてですけれども、非FIT、非FIPの話も含めて記載を、そこにかかっていくような形で事務局としては記載をしているところでございますけれども、ただ、少し分かりにくさもあるのかもしれないので、どういった工夫ができるかにつきましては、検討をさらにしていきたいと思っております。

また、適格要件につきましては、少しご指摘いただいた21ページ目などを含めまして、事務局、委員長とも相談しながら検討をしていきたいと思っております。

また、その後、温対法と書かれた目標値につきましては、これまでさまざまな議論の場での連携というところについて、これは環境省さんからもご発言がありますけど、よくそこは経産省のこの事務局として、経産省だけじゃなくて、当然、環境省さんを含めて事務局としてご議論させていただいてございますので、環境省さんの方からご発言を補足いただければと思います。

また、EADASの件につきましても、同じく環境省からもあるかと思っておりますけども、再

エネ全体の問題ということでございます。それは当然われわれもそのように理解してございますので、22 ページがいいかどうかはちょっと確認いたしますけれども、ご指摘を踏まえてEADASをさらに全体として活用していく方向性については、具体的な記載ぶりにつきまして検討をしたいと思います。

廃棄のところにつきましては、廃棄にさまざまな懸念があるというところの中で、当然、発電として状況、状態というところをしっかりと見て、その上で廃止届ということを出していただくということになりますので、絶縁するところまでなどを含めてしっかりと事業者というところは、当然ではございますけれども、他方で、ここで制度的な連携というところとかを事務局の今の報告書の中に書かせてございますけれども、どういう状態にあることをどう判断していくのかというところが、意外に法律の適用の断面では結構難しかったりもするというのも実務上はありますので、ここでいずれにしても法律の関係下で漏れないように、しっかりとやっていきたいなと思います。当然、事業者に求めるべきところは求めていくという考え方でやっていければなと思っております。

また、説明会の義務化などにつきまして、さまざまなご指摘も頂いてございますけれども、ここについては、環境影響評価のところとの関係性についてというところで、資料の21 ページ目でしたでしょうか、説明会のところについてのご指摘であったというふうに理解してございますけれども、ここについては、まさにご指摘のとおり、一定の規模以上の場合に、再エネ特措法上におきましても説明会の義務というところを果たさないと申請にならないよと、申請できないよといったことをここで、例えばというところで例示を書かせていただいておりますが、ご指摘のとおり環境影響評価法などの関係につきまして、アセスのところは早い場合には、当然そういったところの住民説明会などもございますし、ただ、どうしても太陽光の場合は、3万kWなどいろんな状況もございますので、ここについてはしっかりと法律上の対応すべき対象のところに義務がかかるようにというところについては、よく環境省さんとも連携をしながら議論をしていきたいと考えてございます。

また、5 ページ目の24 行目といったご指摘を頂いております。ここに書いてございませぬご指摘いただいたところでは、すみません、法令では何やるのというところの、すみません、5 ページ目のところでご指摘を頂いた24 行目、25 行目のところで、関係自治体への情報共有というところをご指摘いただいております。ここについては、再エネ特措法上、今現時点では認定時に情報共有をしているという公表をしてございます。これは再エネFIT法上の認定システムで公表しているということなんですけれども、ここはまさに地元のさまざまなコミュニケーションを早期に稼働させる観点から、再エネ特措法上の観点から、経産省側から、事業者からではなく、経産省側から自治体に設置場所や事業者名についての情報を共有させていただいているということでございます。

これはこの情報自身は、実際の中での共有という形でございますので、申請時の情報につきましては、対外的な公表はしていないというところがございますので、こういった面では、自治体との情報の共有という段階と、実際に認定時には、それは認定情報という形で一般の

方々にも公表されるという形でございますけども、このような形で現時点では整理をさせていただいているところでございます。

また、興津先生からは、まさに行政の立場からさまざまなご指摘を頂いてございました。まさに、執行体制のところの前提として、まず自治体の位置付けについてのご指摘を頂いてございます。ここについては、まさに先生からご指摘いただいたとおりで、国の検討会という立場と、自治体側の実際の規制の主体というところとの関係で申しますと、今回のさまざまな報告書の中でも、実際には森林法であったりとか、盛土規制法であったりとか、実際の実務というところが自治体さん、都道府県さんの方に下りているというところもございません。そういう中で言うと、当然、実施主体、執行体制の中でのプレーヤーとしての重要な位置付けというところを当然意識した上で、関係する違反情報だとか、もしくは関係法令の適用状況などについては、違反時における情報共有を含めましてしっかりと連携をしていきたいということで、当然その観点ではしっかりとやっていくということではありますけれども、ここについては、まさにご指摘の自治体と国の関係性の中をしっかりとした前提の上で、今回の報告書でどこまで記載できるのかということについて、これは関係省庁の間でもよく連携しながら議論を進めていければなと思っていますし、規律の実行化というところはまさにご指摘のとおり鍵だと思っていますので、そこについてはそういう観点からもう一度、報告書については記載ぶりを考えていきたいと思います。

あと、ゾーニングについては、これは全国的な趣旨というふうにご指摘のとおりでございます、このとおりでございます。そういうことを考えますと、今後、国として自治体ではさまざま例も出てくると思いますので、今後、中長期的な指摘として、今後、自治体などにおけるそうした条例などにおける対応などを踏まえながら、必要があればこうしたゾーニングなどについても、これは検討会におきます委員の方々からのご指摘ということで整理をさせていただいているというところでございます。まさに、自治体の先進的な、先行的な試みを踏まえて検討すべきだといったご指摘は非常にそのとおりだと思いますので、そういった観点での中長期的な課題という整理でございます。

その他、執行力の関係についてもご指摘を頂いてございますので、他の先生方のご指摘のところでご回答をさせていただければと思います。

あとは、実効性のところの論点として、公表などをいただいておりますけれども、ここについては、まさに制裁的な要素を含んでしまうとか、いろんな論点もございますので、これから報告書取りまとめ以降の具体的な制度を議論していく段階におきまして、こういった形の在り方がよろしいのかといった、適切なのかということについては、さらに法制的な面を含めて、さらに実務的な観点を含めて検討を深めていきたいと思います。

若井先生からもさまざまなご指摘を頂いてございます。ここ、すみません、まず、若井先生、もしくは大関先生からもご指摘があったかもしれませんが、5,000カ所につきましての話についてご指摘を頂いてございます。まさにこれはわれわれは再エネ特措法に基づく報告聴取を求めた形になってございます。対象としては、土砂災害警戒区域などに設置されて

いる一定規模以上の太陽光発電という形でございます。ここで言うと、現時点では、電事法の観点から、具体的に構造計算書ですとか、保守点検維持管理計画の保有状況などを確認をいたしてございます。また、再エネ特措法の観点からは、柵、塀、標識などの設置状況などについても確認を行ってございます。この他、設置場所はこういった土地に立地しているかなども確認を行ってございます。こうした報告聴取の結果を踏まえて、電事法に基づく立ち入り検査などを進めていくということでございますけれども、少し報告書、5,000件の具体的な内容につきましては、上記のところでご理解を、現段階ではいただければなど、報告聴取の内容でございますので、ご理解をいただければなどと思っております。

また、資料の11ページ目のところで、関係省庁、これは若井先生から、関係省庁がやるところで、しっかりと法令に基づいてやる場所というのを指摘いただいておりますけれども、その関係省令、関係省庁の法を対象というところがこぼれ落ちてしまうところについては、特に社名のところについてのご指摘を頂いているところでございますけれども、当然、ご指摘いただいたとおり主権の制限等の関係とかという中で、どこまでできるかというところではございますけれども、法令的なぎりぎりのところで、こういった対象に対してできる余地があるのかといったことについては、さらに事務局、関係省庁の間でも議論をしていただければなどと思っております。

ただ、今回、ポイントとしては、対象が明確なエリアというのは、当然、関係法令の許認可というところと紐づけながら、しっかりと執行ができるということがあります。まず、そこをしっかりとやりながら、その他については、先ほど申し上げた報告聴取に基づく調査などを踏まえて、まさに先生がおっしゃっていただいたような柔軟にどうやっていけるかという観点なのかなというところも事務局としてもよく検討しながら、具体的な報告書の中における言及の可能性についても議論をさせていただければなどと思っております。

続きまして、産総研の大関先生からもたくさんのご指摘を頂いてございましたが、特に、先ほどの5,000カ所につきましては、ご質問いただいたのは先ほどご回答させていただいたとおりでございます。

また、幾つかご指摘の中で、執行のところについて先生からもご指摘いただいておりますので、執行関係のところは少しここでご回答させていただければと思います。

まず、DX、テクノロジーの活用というところにつきましては、まさにわれわれも人的なリソースの拡大だけでは、これは自治体含めて、役所の執行力も含めて限界があるということでございますので、テクノロジーもしくは既にあるシステムをいかにフル活用しながら、また、地形の変化などにつきまして、まさに足元のさまざまな洪水の懸念などございますけれども、まさに衛星などの活用、情報の活用などをしながら、そうした危険な箇所については抽出しながら、重点的に立ち入り検査などを行う場所については抽出していくなど、こうした技術、情報の関係省庁の連携、また、必要に応じて自治体との連携ということを進めていきたいというふうに考えてございます。

そういう中でしっかりとさらにはできるような話としてご指摘いただいたようなスマメの

データとか、買い取り電力量など、これは長期電源化という観点からも実は有用な情報ではございますので、当然、個社の情報ですので、どこまで共有すべきなのかというところ、できるのかといった法制的な制約もございますので、こうした法制度上の限界と、実務上どこまで行けるかということについては、しっかりとさらに実務上、執行力が効果的、効率的にできるような観点から整理をしまいたいというふうに考えてございます。

あと、神山先生からリサイクル、リユースについて、実施体制について技術的なサポート、これは恐らく環境省さんから補足があると思いますのでよろしくお願いいたします。

先ほど申し上げた執行力についても神山先生からもご指摘頂いたところですけれども、まさに強化すべきは監視監督というところなので、そういった観点から先ほど申し上げたようなDXテクノロジーなどを活用しながら、これはわれわれ経産省におきましても、監視監督と、推進と、私ども新エネルギー課につきましても、推進というところと、適切な導入という観点から再エネ特措法を運用してございますけれども、安全面という観点からは事務局として入ってございます電力安全課というところが当然見てございまして、そういった面では推進と管理監督というところを分けながら、かつ、効率的、効果的にやっていくというところで、現場がしっかりと対応できるような形で進めてまいりたいなというふうに考えてございます。

五味委員からいろいろなご指摘も頂いてございますけれども、五味委員から頂いたまさに災害リスクが高いところというところについて、どのように対応していくのかというところで、ここについては、まさに洪水や氾濫を起こす、もしくはそこが発生し得るエリアというところで、まさに土砂災害警戒区域などというのは、むしろ災害が生じやすいエリアとしてそういったところを見てございます。

他方で、土地開発規制におきましても、まさにそうした土砂災害などの発生する可能性があるというところで、そういうところは土地開発規制をやっていくというところがございますので、そこについては許認可というところになってございますので、先ほどご指摘いただいたところにも通ずる、若井先生、ご指摘いただいたところに通ずるところだと思いますけれども、まず開発法令などにおきまして、しっかりと土砂災害などの懸念があるところについては、その法律体系ということでございますし、他方で、土砂災害警戒区域など、災害が引き起こされやすいと、生じやすいというところについて懸念があるエリアにつきましても、どういう対応をしていくのかというところで、まずは私どもそうした再エネ特措法に基づく報告聴取などの調査を行ったりというところがございますので、許認可が伴っているところのエリアと、そうじゃないところで災害の発生するエリアというところでは、当然、許認可などの法体系も違うということを前提に、ただ、この検討会でまさに議題になっているようなところの災害などについての影響を未然に抑止する、もしくはそこを何とか関係省の連携でやっていくというところにつながるような観点から、報告書におきましてはもう一度そうした観点から見直しをできればいいのかなと思ってございます。

その観点の言葉の使い方として、横串、横展開というご指摘も頂いてございました。横串

は、それぞれ各法令などにつきまして、当然、縦の関係でできているというものについて、太陽光の特性などを含めて法令を超えて共有すべきところがあれば、そこは横串という観点で各省庁間の連携を促すというところで言葉としては、縦のところに対して横を通すという観点で横串という言葉の使い方も報告書ではしてございますけれども、横展開という、どちらかというグッドプラクティスなどを、一つの地域にあるものを他の地域、もしくは全国大で広げていくという観点が横展開という形で言葉としては区分けをして、事務局では意識して整理をしたつもりではございますけれども、少しもう一度報告書全体として考え方、整理できているかということについては点検をしていきたいというふうに思っていますし、また、用語の整理、土地区画に関する用語の整理などにつきましても、改めて国交省さん含めて、あと環境省さん含めて、農水省さんを含めてよく連携をしていきたいというふうに考えてございます。

残り後半、すみません、あと少しだけでございますけど、柚木先生から営農型、これについては、後ほど農水省さんの方からもご発言、ご指摘いただけたと思いますけれども、高村先生からもご指摘を頂いて、その他の先生方からも営農型についてご指摘を頂いているところでございます。

まずは、まさに高村先生からもご指摘いただいているとおおり、まず何が課題かというところについては、農水省さんと一緒にしっかりとファクトの把握というところを、むしろ課題の障壁というところの何かあるのかというところについて、しっかりと実態を把握していくということは継続的に行ってまいりたいというふうに考えてございます。

そして、これは柚木先生からもご指摘あったと思いますけれども、一応、先ほどのフットノートにありました13に関するところで言いますと、一応、手元の事務局の中での特定営農型の稼働件数としては64件ということでありまして、営農型についての懸念というところについては、これは事務局と資料というよりかは、この検討会で山梨県の委員の方からご指摘を頂いた懸念ということでございますので、報告書に記載させていただいてございますけれども、ここについては、われわれとしてもレポの記載の仕方、これは丹生谷先生からも営農型のところについては隠れみのというのを含めて、言葉の使い方については適正かということがございましたので、例示のところですか、あとは実際の何が課題なのかというところをしっかりとあぶり出していくんだというところなど、ここについては農水省さんと含めて、表現は適正か、また、実態としてもその課題をしっかりと把握していくところからやっていくということですし、また、これは高村先生からも補足いただいたとおおり、しっかりといい営農型を導入していくというところはポイントだと思いますので、その辺につきましては、丹生谷先生のご指摘も踏まえながら、表現ぶりについてはしっかりとアップデートしていきたいなというふうに考えてございます。

高村先生からは、営農型のところ以外にも、林地開発許可後の監視監督ということをご指摘いただきました。ここについては、農水省さんを含めまして、また、電事法の関係もございますので、ここについては事務局内でもう一度、書きぶりについては確認をしたいと思

ます。

廃棄のところにつきましても、積み立て制度の適切な運用の在り方というところで、ここについてもご指摘いただきました。これは適切な処分がされた場合には、積み立て廃棄のディスプレイを事業者に行うということでございますけれども、先生ご指摘のとおり、しっかりとリユース、リサイクルの場合にどのような形でディスプレイするのかというところについては、しっかりと実態を踏まえた適切な運用となるようにルールとしても明確化してまいりたいと考えてございます。

また、本部についての検討を速やかに始めるべきというところについては、環境省さんと含めて書きぶりについては確認をしたいというふうに思います。

また、買い取り制度によらないところが増えていくというところは、まさにわれわれ事務局としても同じような問題意識でございますので、再エネ特措法によらない形での規律強化というところについては、電事法におきます届け出時に確認することなどを含めまして、アクションを記載させていただいてございますけれども、まさに関係法令全体で、かつ、ゲートキーパーとしての電事法などの役割ということも含めて、今回報告書の案ではアクションとして記載させていただいてございますけれども、改めて記載ぶりなどについては関係省庁間でも検討をしていきたいと思っております。

検討会の立て付けにつきまして、これは座長ともご相談だと思っております。ただ、事務局といたしまして、まさにご指摘のとおりで、速やかにやるべきことについてのフォローアップ、また、今後、制度的な課題についての各省庁というよりは経産省中心に検討すべきことも多いわけでございますが、こうした課題についてどのような検討が進んでいくのかということについては、この検討会を中心にしながら適切なフォローアップを行っていくということが基本ではないかなと思っております。

ここについては、座長ともよくご相談をさせていただいて、また、関係省庁の皆さま、事務局内でも議論を整理させていただきながら、次回の報告書に向けてアップデートさせていただきたいというふうに思っております。

残り、丹生谷先生と池田先生、黄木先生のところでございます。P11 ページ目の一つ目のところというところで、方向性はいいけれども、例えばというところで、関係法令のところの許認可取得されていないと申請できないよというところについては、さまざまな太陽光以外のところの実態などを踏まえてということではございましたので、そこについては具体的な実務、再エネの種類などにつきましても、検討はしていく必要があるというふうに思っておりますけれども、これはまさに取りまとめ以降、経産省の中での制度的検討というところをやっていきなさいと思っております。基本は、太陽光を含めた、太陽光以外も含めた全電源についてこのような形で進めていくのが基本なのかな。まさに森林伐採などを伴うエリアにおけます再エネの適切な導入を促すという観点からは、基本としてはこのような考え方をベースに、再エネごとのチューニングが必要かどうかということについては、よく検証する必要があるのかなと思っております。

あと、池田委員から、営農型など、農業委員からのご指摘も頂いた、ここは農水省さんから補足があればお願いできればなと思ってございます。

また、長期電源化というところの視点は、まさに大量導入小委を含めて議論させていただいているところでございますので、こうした情報などの集約化などを通じて、まさに電源の集約化、長期電源化というところにつながるような、こういう方策についてはしっかりと取りまとめを行っていきなと思ってございます。この取りまとめはどちらかというところ大量小委の方になりますので、そちら側の議論はしっかりとまとめていきなと思ってございます。

また、ご示唆いただきました事例というところにつきましては、太陽光の関係の大規模で関係省庁、もしくは関係法令、うまくやっている事例などにつきましては、これは黄木先生のご指摘にもつながるところでございますが、グッドプラクティスなどの、これは各検討会で各それぞれ団体さんだとか、さまざまな委員からご指摘いただいたいい事例などについては、今回の報告書の参考でもちょっと充実させる形で、現時点でのものとして、いいもの、また黄木先生からご指摘いただいたとおり、今後の適応可能性を先取った形、もしくは今後の適正化の今回の議論の中で、むしろ今後もさらに発展的にアップデートできるような形での位置付けというところなどを含めて、これは記載ぶりの充実、また、参考資料として具体的な事例の充実などにつきましてやっていければなと思ってございます。

最後に、黄木先生からこの関連でご指摘いただいております発電事業者だからできること、共生策ということについては、そこが前提でありますので、そこについてしっかりと発電事業者が取り組めること、またさらに地域のさまざまな課題に連携して取り組んでいくことで、さらにそうした地域に受け入れられやすいというところにつながっていくと思っておりますので、こうしたところについては、環境省さんなどを含めながら、よく連携しながら、記載ぶりについてはさらに充実化していければなと思ってございます。

私の方からは、新エネ課としては以上でございますけれども、他それぞれ電安課、もしくは関係省庁、農水省さん、そして、環境省さんからあればお願いできればと思っております。

○山地委員長

環境省さんから手が挙がっていますね。まず、環境省さん、お願いできますか。

○環境省

はい、環境省でございます。幾つかございますけれども、まず大塚委員からご指摘ございました促進区域の関係ですけれども、規制条例、あるいは促進区域の連携ということもございますけれども、自治体向けには、促進区域を検討される際、既存の条例があるような場合、それとの整合、あるいは連携を図っていただくということにつきまして、ガイドライン、マニュアルの方で既に触れているというようなところでございます。

一方、申し上げたように、4月から法律の施行が始まったということございまして、環境省としては、自治体に地域共生という観点から積極的にこの制度をご活用いただきたい

と思っ​て​いま​し​て、地​域​の脱炭素の目​標​を​見据えつ​つ、再エネに必​要​と​な​る環​境配慮等​の考​え方​に​つ​い​て​検​討​し​て、地​域​で合意形​成​のプ​ロセ​スな​ど​も​経​つ​つ、ど​こに再エネを立地​し​て​い​くか​と​か、再エネに必​要​な環​境配慮事​項等​に​つ​い​て整​理​し​て​い​た​だ​く​と、こ​うい​うこ​と​を​し​っ​か​り​と​広​め​て​い​き​たい​と​い​うふ​うに考​え​て​ご​ざ​い​ま​す。

本検​討会​に​お​け​るさ​ま​ざ​まな議​論等​も踏​ま​え​つ​つ​で​す​け​れ​ど​も、こ​う​し​た制​度​の考​え方​を​広​く周知​を​図​っ​て、自​治体​さ​ん​にこ​うい​っ​た制​度​を活​用​し​て、再エネの適​正な導​入を促​進​し​て​い​た​だ​き​たい​と​い​うこ​と​で、広​め​て​い​き​たい​と​考​え​て​ご​ざ​い​ま​す。

促​進区​域​の関​係​で​は以​上​で​す。

○環​境省

続​き​ま​し​て、廃棄リサイ​クル​の関​係​で​も回​答​さ​せ​て​い​た​だ​き​ま​す。

神​山委​員​の方​か​ら、リサイ​クル法​的ル​ール化​に​当​た​り​ま​し​ては、実​施​のた​め​の事​業​者​の技​術面​のサ​ポ​ー​トと、再資​源化​の基​準​の検​討が必​要​で​はな​い​か​と​い​うご指​摘​ご​ざ​い​ま​し​た。非​常​に重​要なポ​イン​トだ​と​い​うふ​うに思​っ​て​お​り​ま​し​て、現​状 17 ページ目​の速​やか​に​対​応​す​るもの​の中​で​も、太​陽光パ​ネル​の受​け入​れやリサイ​クルな​どに​関​す​る課​題​の明​確化​を速​やか​に​行​う​と​い​うふ​うに​あ​り​ま​す​け​れ​ど​も、実​際、現段​階​でど​うい​う形​でパ​ネルが​処​理​さ​れ​て​い​るか​と​い​う実態​把​握も​行​っ​た上​で、(2) の制​度​的​な検​討​の中​に​は、リサイ​クルを促​進、円滑化​す​るた​め​の制​度支​援​と​い​うこ​と​も書​い​て​ご​ざ​い​ま​す​の​で、こ​の制​度​的支​援​の中​に​は、財​政面​も含​め​て事​業​者​のリサイ​クルに​向​け​た取​り組​み​を支​援​す​るた​め​の方​策​を検​討​し​て​ま​い​り​たい​と​い​うふ​うに考​え​て​ご​ざ​い​ま​す。

また、先​ほ​ど経産省​さ​ん​の方​で​も既​に​お​答​え​は​さ​れ​て​お​り​ま​す​け​れ​ど​も、高村委​員​の方​か​ら廃棄等費​用​の積立​てに​関​し​ま​し​て、単​純な廃棄​よ​りもリユース、リサイ​クルの促​進が重​要​で​はな​い​か​と​い​うご指​摘も​ご​ざ​い​ま​し​た。こ​の点​も、非​常​に重​要なポ​イン​トだ​と​思​っ​て​お​り​ま​し​て、単​純埋め立​て​よ​りもリユース、リサイ​クルを促​進​す​る​と​い​うこ​と​自​体は循環型社会形​成推​進基​本法​で示​し​て​い​る廃棄物処​理の原​則​で​もご​ざ​い​ま​す​の​で、制​度​的検​討​の場​面​で​もさ​う​で​す​け​れ​ど​も、引​き続​き環​境省​と​し​ま​し​ては、経​済産​業省​さ​ん​とよ​く連携​さ​せ​て​い​た​だ​き​たい​と​い​うふ​うに考​え​て​ご​ざ​い​ま​す。

環​境省​の方​か​ら​は以​上​で​ご​ざ​い​ま​す。

○山​地委​員長

はい。私​のバ​ソコ​ン​の画​面​に​は、環​境省​さ​ん​の他​に前田​さ​ん​か​ら手​が挙​が​っ​て​い​る​ん​で​す​け​ど、ど​ち​ら​の状​況か​分​か​ら​な​い​ん​で​す​が。

○経産省

あ​り​が​と​う​ご​ざ​い​ま​す。はい、経​済産​業省​の電​力安全課長​を​し​て​お​り​ま​す前田​で​ご​ざ​い​ま​す。

○山​地委​員長

はい、よ​ろ​し​くお願​い​し​ま​す。

○経産省

はい、ありがとうございます。

まず大関委員から、工事計画の届出時における関係法令の遵守状況確認について、太陽光は2メガワット以上が届け出の対象になっている。実態としてはもう少し小規模のものでも問題があるのではないかとご指摘がございました。まさにそのとおりだと思います。2メガワット未満については、使用前自己確認の届け出ががございます。実態に合わせて、工事計画届出や使用前自己確認の前に行われる土地の開発前段階の関係法令の遵守状況を、最後にゲートキープとしてチェック、どの範囲で、どの規模まで必要があるかをよく考えてまいりたいと思います。

また、高村委員からは、最後は電事法であると、ご指摘を頂きました。まさにそのためには、対象とする関係法令とはどれかしっかり固めておく必要があると思います。実務上の課題はございます。鋭意検討をしてみたいと思います。

また、大関委員と五味委員からご指摘いただきました5,000件の太陽光の調査について、能村課長からも冒頭話がありました。ご参考ですが、今年度この5,000件の調査結果を踏まえ、300件立ち入り検査、もう既に始めているところでございます。こうした中から必要なものは個別に指導させていただくとともに、事故情報については、N I T E（製品評価技術基盤機構）で事故分析を行っていただいで、速やかに一般化をして出していきたいと考えております。

今後、立入検査による調査継続については、リソースの問題とかございます。効率的に進めることで続けてまいりたいと思いますし、特に必要なものにつきましては、個別に関係省庁と対応を検討してみたいと思います。

私から、以上でございます。

○山地委員長

はい、ありがとうございます。

他には手は挙がっていないようですが、よろしゅうございますかね。

はい、予定の時間も迫ってまいりましたが、大塚委員が今、手が挙がりましたね、どうぞ。

○大塚委員

これは環境省さんと関係した話なので、ちょっとあれですが、17ページの義務的リサイクル制度のところに関しては、恐らく、リサイクルとかリユースとかリデュースとかの関係で、輸入業者さんも含めて考えることがあると思いますので、必ずしも今の廃止業者から取っている積立金で全部やるのかどうかというのは、多分、問題が残ってくるかと思っておりますので、ちょっとこれは環境省さんとも相談しなくちゃいけないところだと思いますけども、ちょっと意見として若干申し上げさせていただきました。

すみません、恐れ入ります。

○山地委員長

はい、環境省さん何か今ご対応できるとか、むしろ農水省さんから手が挙がっているんですね。じゃ、農水省さん、お願いしましょうか。

○農水省

農林水産省環境バイオマス政策課の末永です。

営農型太陽光パネルの件について、柚木委員と高村委員から下部での作物の収益性の基準について示していただきたいというご意見、また、優良事例の展開をとというご意見をいただきました。、現在、農水省としましては営農型太陽光パネル下部での優良事例等の調査を行っており、収益性の調査も行っております。この辺の調査を進める段階で、ある程度普及しているところですが、今後いただいたご意見も踏まえまして対応していきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○山地委員長

はい、ありがとうございます。

環境省さん、手挙がっていますね、お願いします。おや、先ほどまで手が挙がっていたんですけど、手、下げられました。もうよろしいですか。

○環境省

すみません、環境省ですけど、よろしいでしょうか。

○山地委員長

はい、どうぞお願いします。

○環境省

はい、先ほど大塚委員の方、ご指摘いただいたのは、太陽光パネルは輸入事業者が入ってきている点で、今後制度化を検討するに当たって、費用負担、そうした点も考慮して検討すべきというご意見だというふうに理解をしてございます。おっしゃるとおりだと思いますので、今後、制度化の検討に当たっては、輸入事業者のパネルが多くなっているということも含めまして、リサイクルの制度化検討の中で、費用負担の面も含めて関係省庁さんと連携をさせていただいて、検討させていただければというふうに考えてございます。

○山地委員長

はい、では、どうもちょうど時間を過ぎたところなんですけど、今日も大変熱心なご議論ありがとうございました。取りまとめの素案に対して委員の皆さんから、具体的にさまざまなご意見を頂き、大変ありがたいと思っております。事務局には、本日の議論を踏まえて、修正作業をしていただいで、次回の取りまとめ案としてご提示いただければと思います。

それでは、次回開催について事務局からお願いいたします。

○経産省

はい、事務局でございます。次回の検討会でございますが、7月の下旬をめどに予定してございますので、詳細が決まりましたらまたご連絡をさせていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○山地委員長

はい、それでは、これもちまして本日の検討会、閉会といたします。朝から長時間にわ

たって熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。